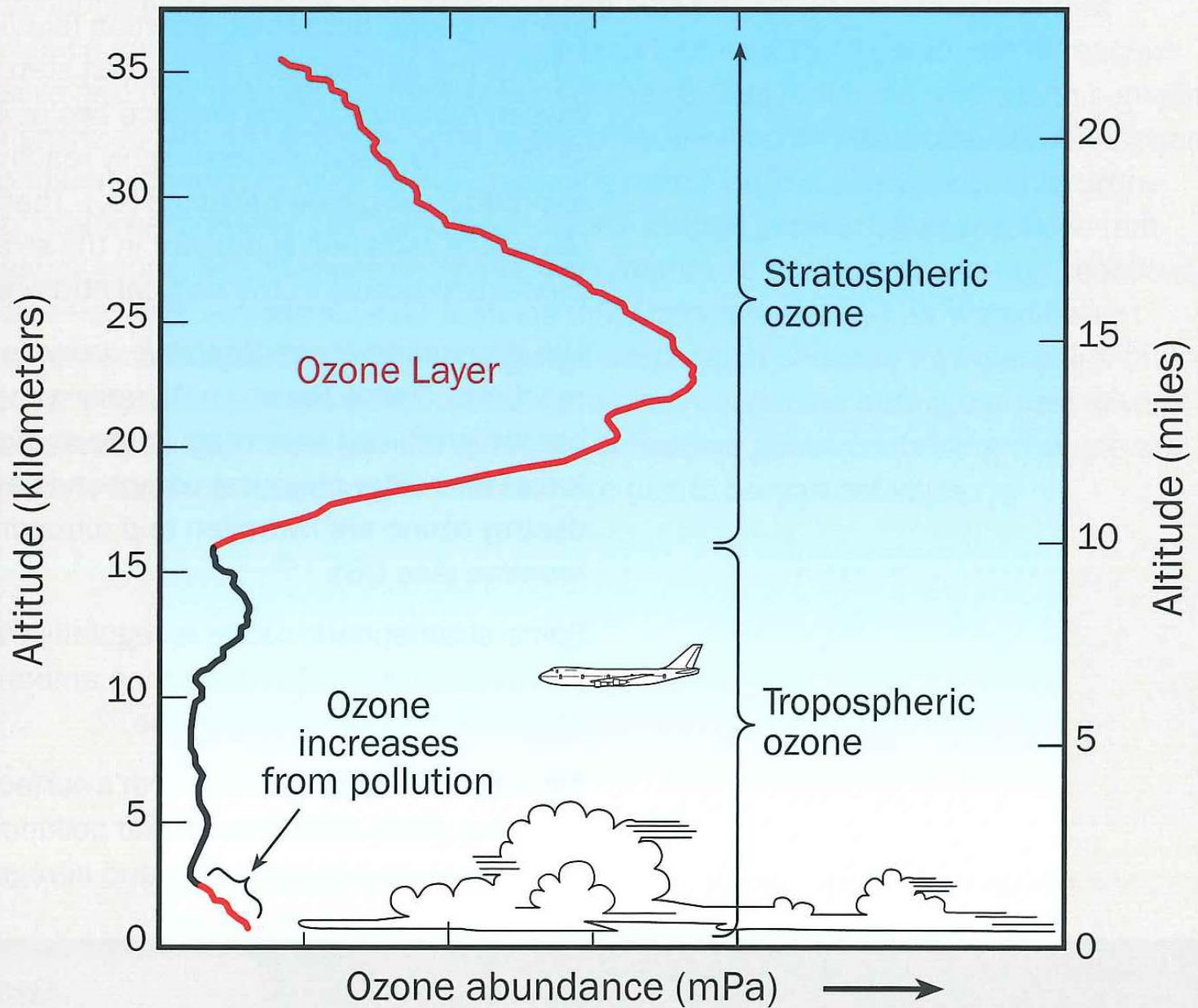


地球環境とハロン

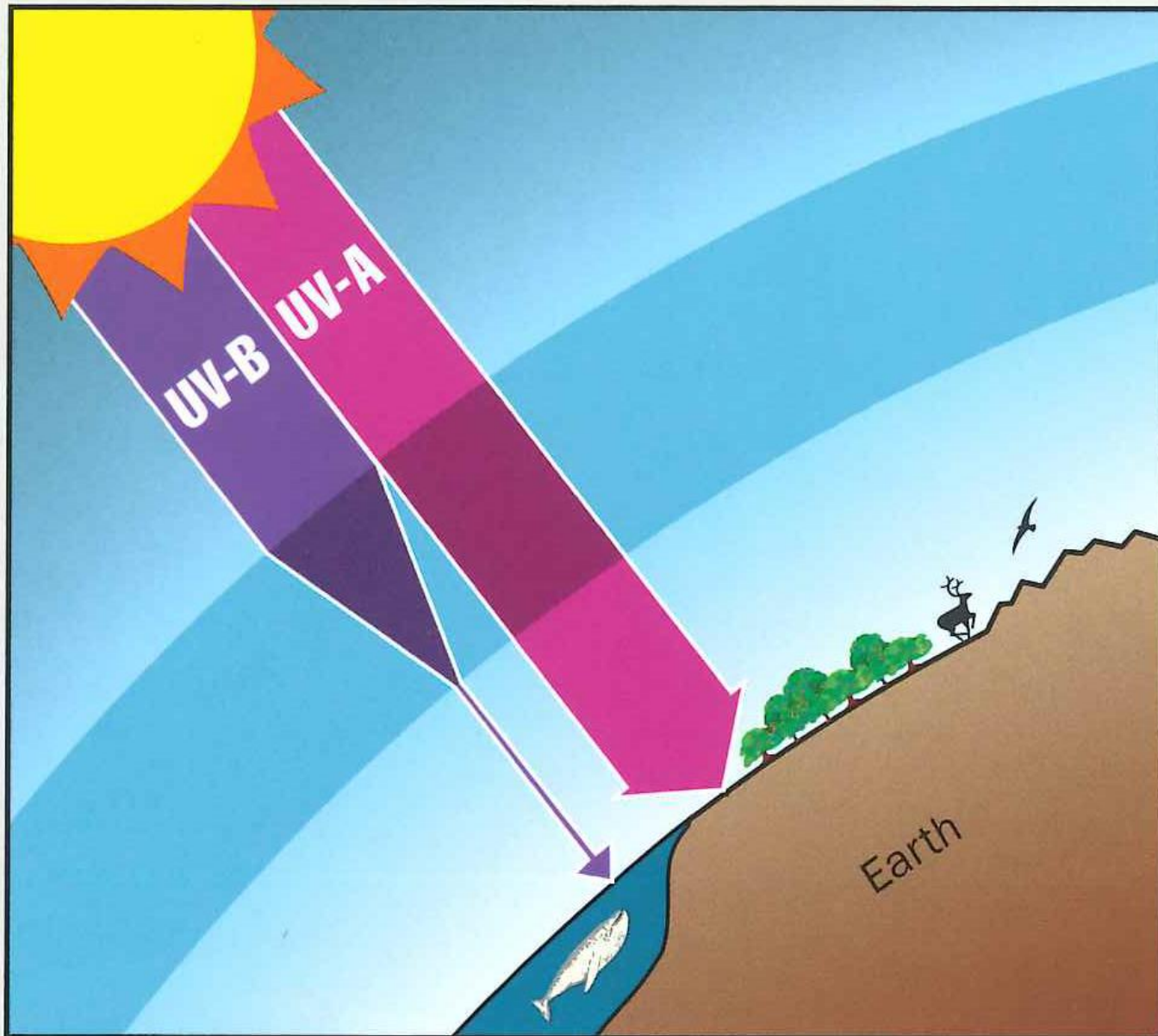
- ハロンの地球環境における位置付け
- ハロンのリサイクル・リユースと設置の促進
- 消防情報の交流

特定非営利活動法人 消防環境ネットワーク
副会長 木原正則

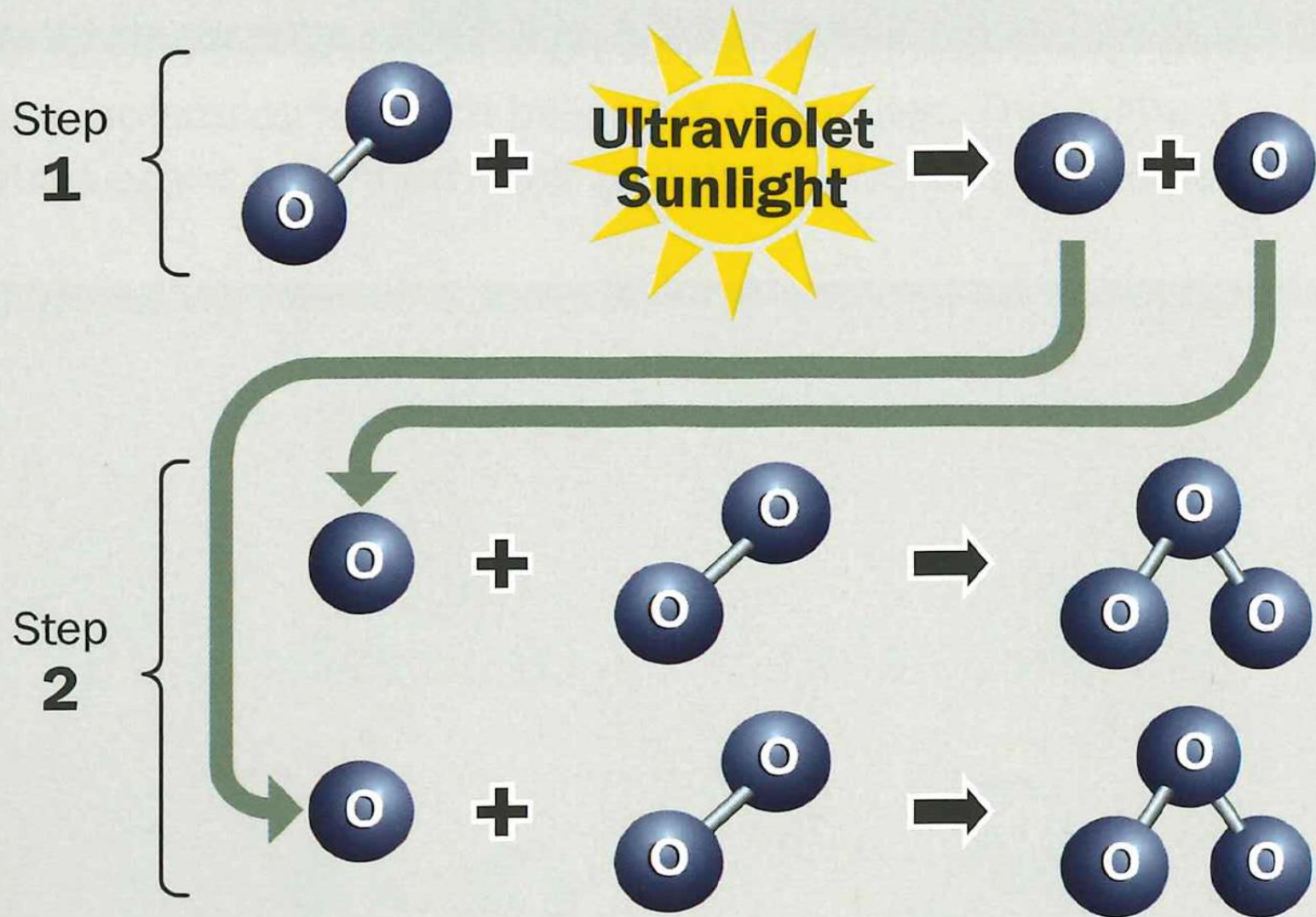
Ozone in the Atmosphere



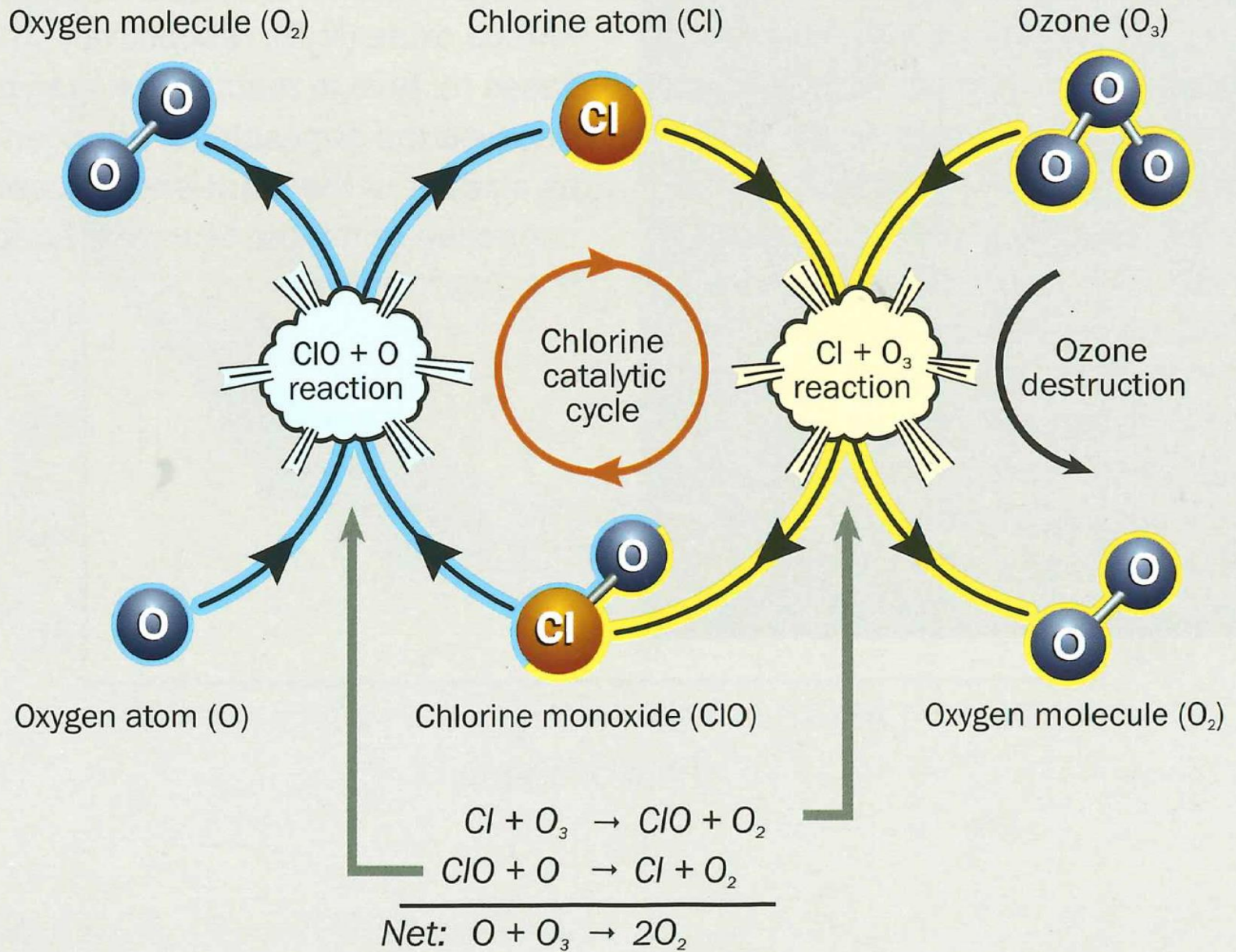
UV Protection by the Ozone Layer



Stratospheric Ozone Production

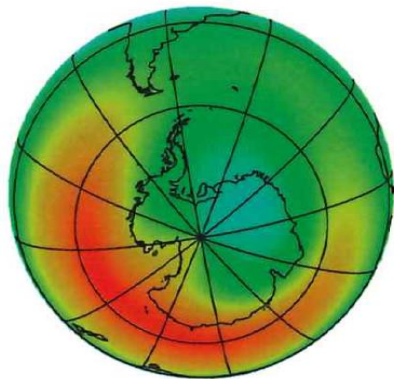


Ozone Destruction Cycle 1

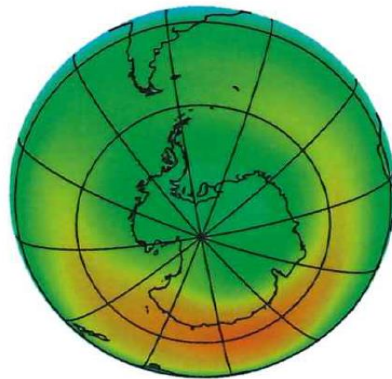


Antarctic Total Ozone

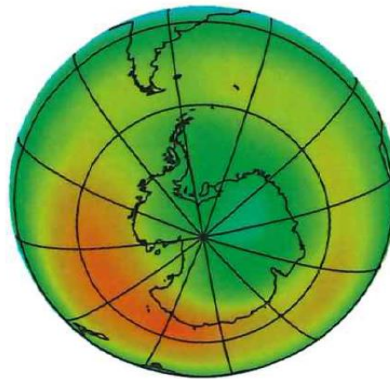
(October monthly averages)



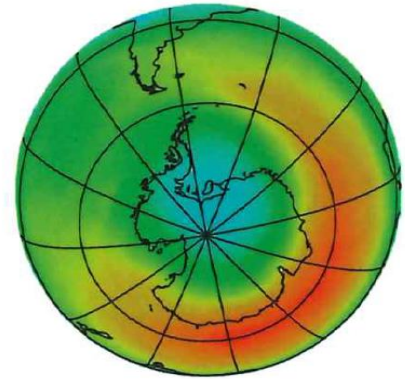
1970



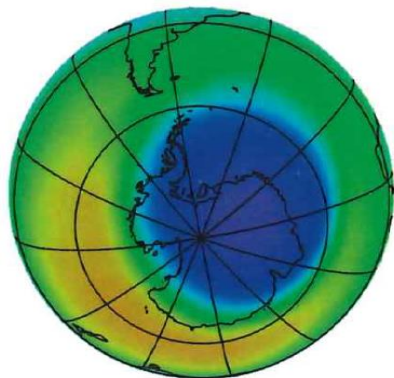
1971



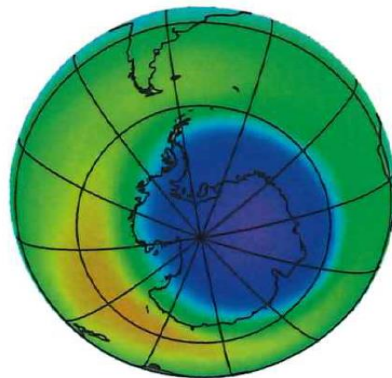
1972



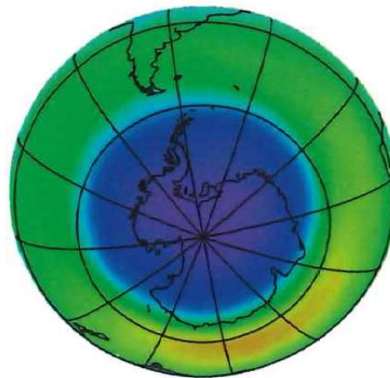
1979



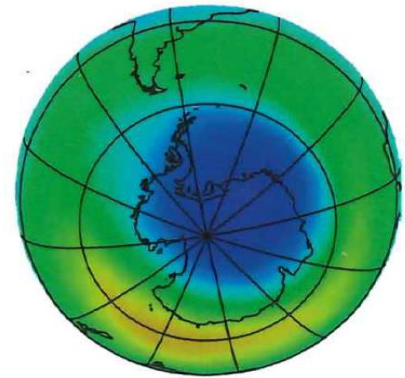
2007



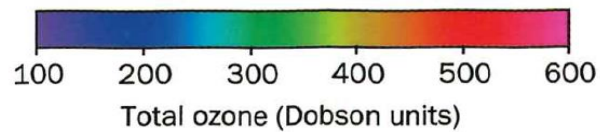
2009



2011



2013



■ハロン等に係るオゾン層保護・地球温暖化防止の主な沿革

世 界

■フルオロカーボンによるオゾン層破壊説発表(カリフォルニア大ローランド教授ら)＜1974年6月＞

■「オゾン層保護のためのウィーン条約」採択＜1985年3月＞

■「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」採択＜1987年9月＞

◆先進国でのハロン生産全廃
＜1994年1月＞

■気候変動枠組み条約第3回会合(京都議定書の採択)＜1997年12月＞

◆途上国でのハロン生産全廃(全世界での生産全廃)＜2010年1月＞

1970

1980

1990

2000

2005

2010

日 本

■「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)制定＜1988年5月＞

■消防庁通知「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」(消防予第161号消防危第88号)＜1991年8月＞

■「ハロンバンク推進協議会」設立
＜1993年7月＞

◆ハロンの国内生産全廃
＜1994年1月＞

■「国家ハロンマネジメント戦略」を国連環境計画に提出＜2000年7月＞

■特定非営利活動法人「消防環境ネットワーク」設立＜2005年11月＞

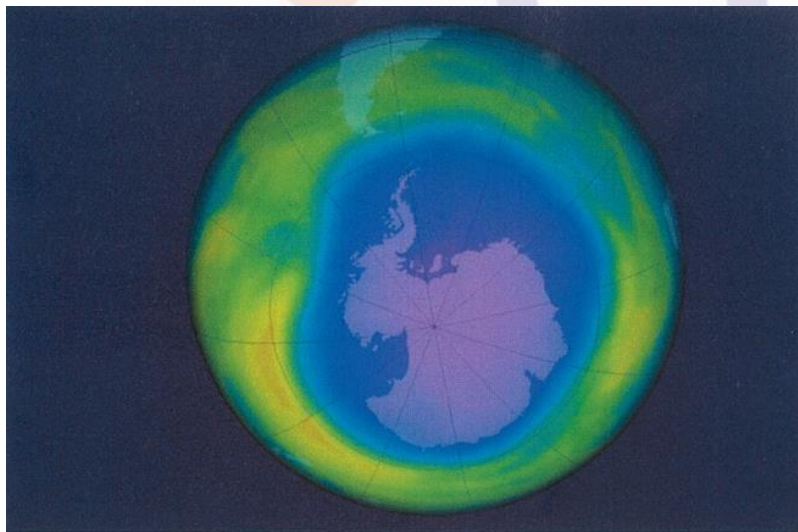
■南極上空のオゾン層が回復し始める

※SCIENCE誌(2016年 JULY)、MIT News(June 30, 2016)の記事より
フロンガス規制の効果で、南極上空のオゾン層回復し始める

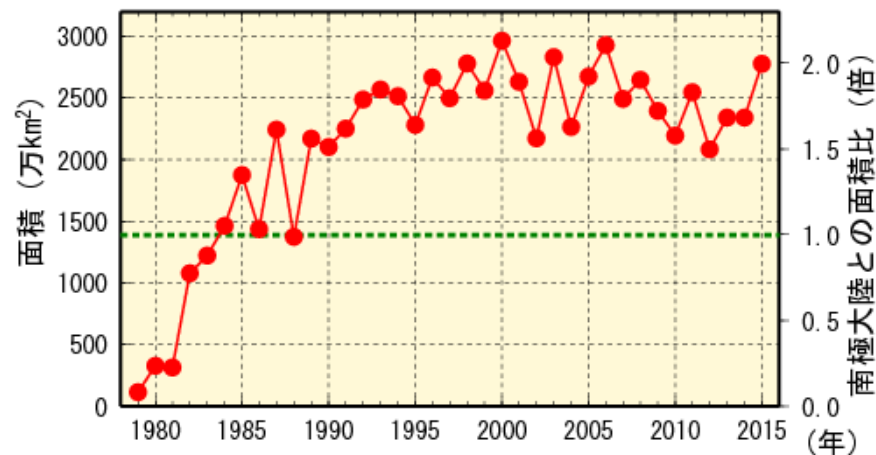
マサチューセッツ工科大学(MIT) スーザン・ソロモン氏
人工衛星、地球観測施設および気象観測気球などの計測値や
データにより、2015年9月、オゾンホールがピーク時よりも400万平方
キロメートル縮小していることを明らかにした。

※ インドの面積:約329万km²

※ 2015年に発生したオゾンホールの急激な拡大は、主にチリのカルプコ火山の噴火(2015.4.22)によるもの



2015年10月22日に計測したデータから作成した
南極のオゾンホールのシミュレーション図

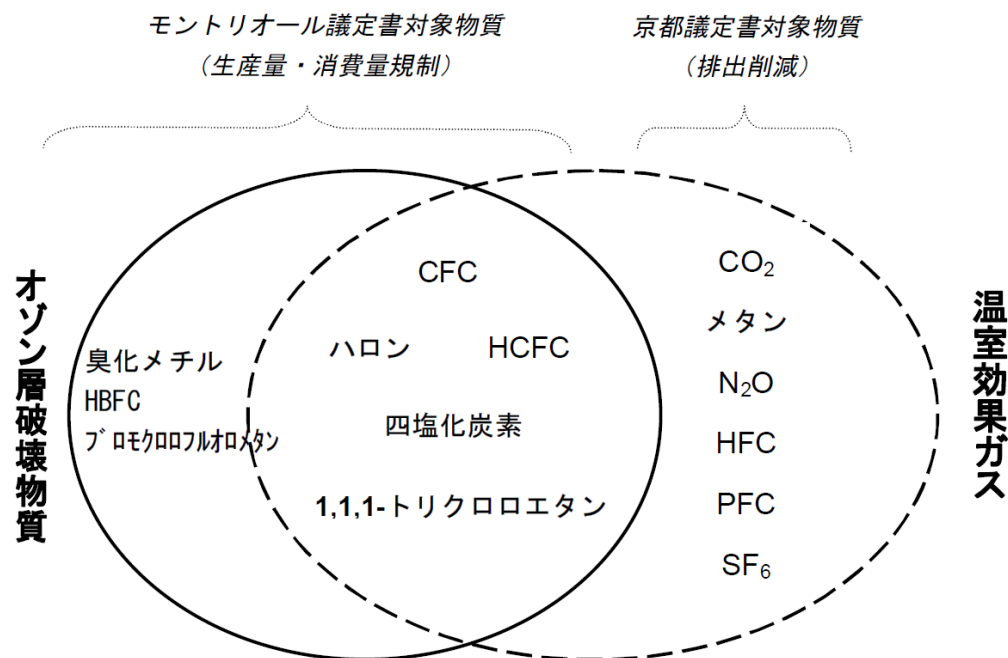


オゾンホールの面積の年最大値の経年変化※(気象庁ホームページより)
※1979年以降の年最大値の経年変化。なお、緑色の破線は南極大陸の面積を示す。
米国航空宇宙局(NASA)提供のTOMSおよびOMIデータをもとに作成。

■フロン類及びハロンの環境影響の比較

- フロン類(特定フロンのCFCとHCFC、及び代替フロンのHFC)並びにハロンは地球温暖化係数の大きい温室効果ガスであり、温室効果ガスの排出削減を取り決めた京都議定書の対象物質である
- 特定フロン及びハロンはオゾン層破壊物質でもあり、オゾン層破壊物質の生産量・消費量の規制を取り決めたモントリオール議定書の対象物質でもある
- フロン類は冷蔵庫やエアコンの冷媒、断熱材、洗浄剤、エアゾール等、幅広い用途に用いられており、これまでに生産、消費された量は多い
- ハロンの主用途は消火剤で、フロン類と比較すると生産、消費された量は少ない

オゾン層破壊物質と温室効果ガスの関係



中央環境審議会 地球環境部会 第1回中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会 産業構造審議会 化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会 フロン回収・破壊ワーキンググループ 合同会議 参考資料5 オゾン層破壊物質と温室効果ガスの関係

<http://www.env.go.jp/council/06earth/y066-01.html>

■オゾン層破壊物質の成層圏中の濃度(全世界・2012年)

●フロン類等の塩素系の濃度

- 合計: 3,300ppt
- うち人為発生源: 約2,760ppt(合計の84%)
- フロン類(CFC、HCFC): 約2,260ppt(合計の69%、人為発生源の82%)

●ハロン等の臭素系の濃度

- 合計: 20.2ppt
- うち人為発生源: 約9.7ppt(合計の48%)
- ハロン(1211、1301): 約7.3ppt(合計の36%、人為発生源の75%)

→分子の数量の比では、成層圏中のハロンはフロン類の300分の1以下、ODP比では20分の1程度である

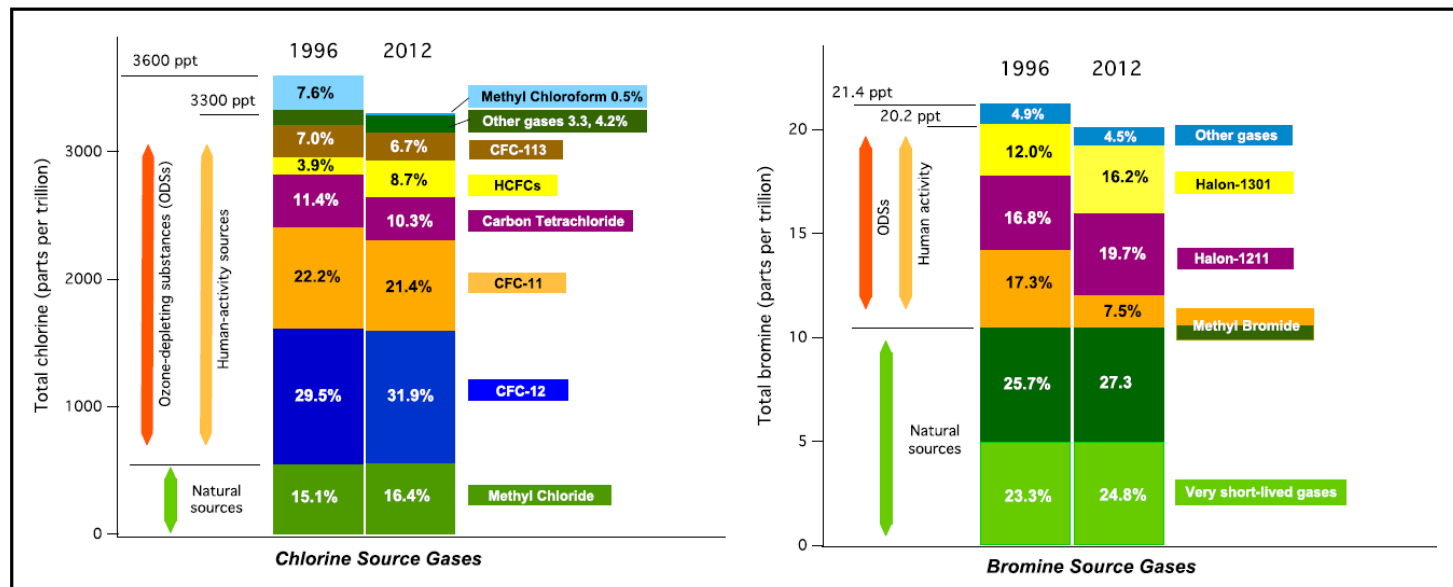


Figure 1-6-1. Relative contribution to total tropospheric chlorine and total tropospheric bromine from individual and groups of compounds in 1996 and 2012. The sum of very short-lived species (CH_2Cl_2 , CHCl_3 , C_2Cl_4 , COCl_2) is shown as “other gases” for chlorine, while halon-1202 and halon-2402 are included as “other gases” for bromine.

■モントリオール議定書の成功により、大気に係る地球環境保護対策は「温暖化対策」主体へ

UN Environment Programme, World Meteorological Organization

「SCIENTIFIC ASSESSMENT OF OZONE DEPLETION:2014」について

(AFP通信「オゾン層、今世紀半ばに回復の見通し 国連報告書」2014年9月11日

<http://www.afpbb.com/articles/-/3025660?pid=0>、<http://www.afpbb.com/articles/-/3025660?pid=0&page=2>、

<http://www.afpbb.com/articles/-/3025660?pid=0&page=3>)より抜粋。一部改訂

●オゾン層保護について

- 地球を保護するオゾン層は、今後数十年以内の回復へ順調に進んでいる。
- オゾン層を破壊する化学物質を廃棄するための期限を定めたモントリオール議定書は、歴史上で「最も成功を収めた環境条約の一つ」。
- 人為的化合物の「亜酸化窒素(N₂O)」は、オゾン層を破壊する一酸化窒素(NO)の前駆物質だが、同議定書による廃止の対象にはなっていない。
- CFC類の大気中濃度が減少傾向にある中、N₂O排出への対処は「ますます重要になる」。
→モントリオール議定書の成功により、オゾン層は回復傾向にある
→N₂Oによるオゾン層破壊への対処が重要と指摘

●地球温暖化対策について

- オゾン層の保護を目的として1987年に採択された「モントリオール議定書」は大きな成功を収めている一方、別の領域「地球温暖化」の問題を間接的に大きくしている。
- CFC類の代替物質としてハイドロフルオロカーボン(HFC)類への移行が進んでいる(中略)。HFC類は、オゾン層を攻撃しないが、太陽熱を吸収する強力な物質になる。
- 現在のHFC類の年間排出量は、CO₂に換算すると約5億トンに相当する。
- HFC類の排出量は年間約7%の割合で増加しており、年間のCO₂換算排出量が2050年までに最大で88億トンに達する可能性がある。これは、CFC類が1980年代末に達したピーク値の95億トンに近い数字。
→オゾン層保護のための代替フロンへの移行により、HFC類の排出量が増加している
→「オゾン層保護と温暖化対策」から「温暖化対策」主体の取り組みへ

■「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(通称「フロン排出抑制法」)の概要

フロン排出抑制法が2015年4月1日より施行。各対象に求められる内容は下表のとおり。

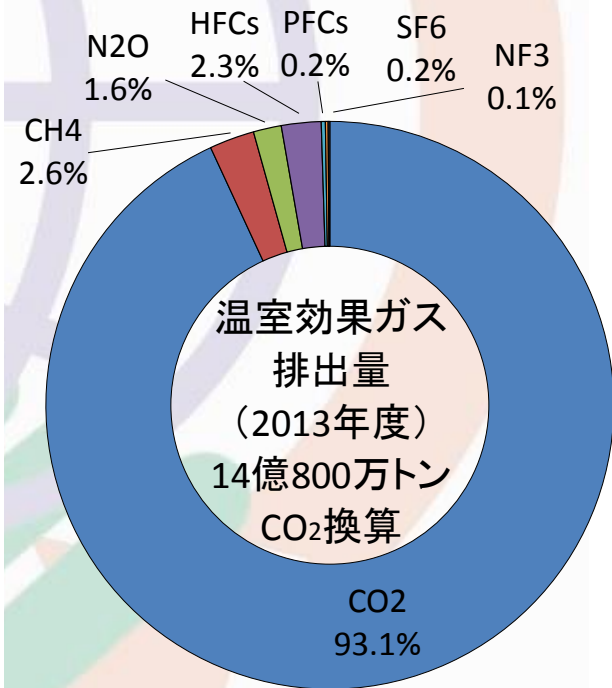
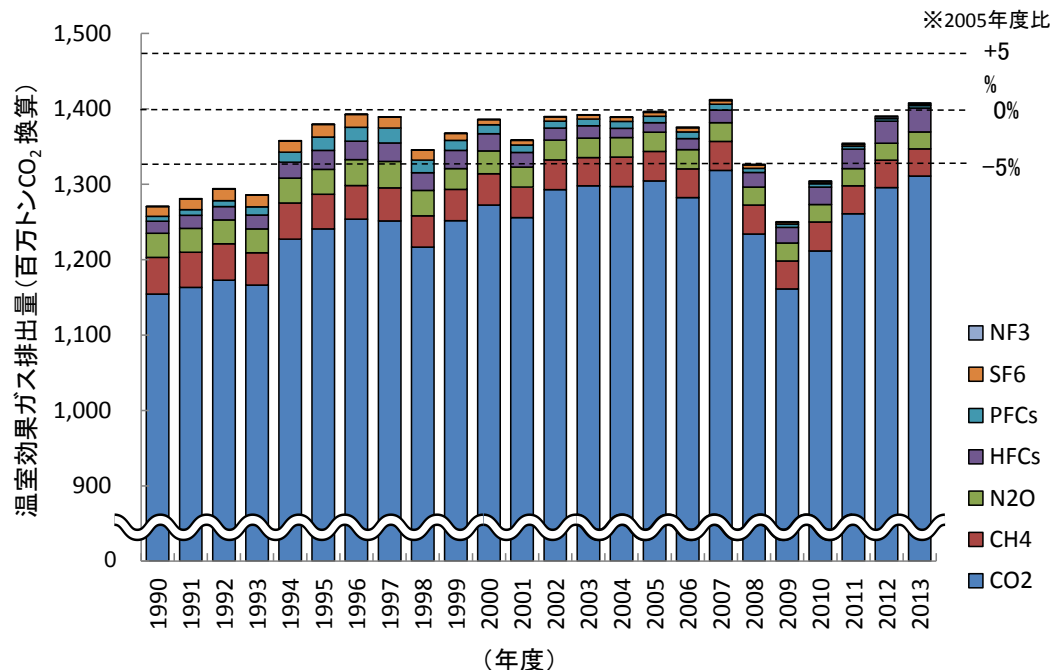
対象	内容
フロン製造業者	◆フロン類の低GWP化、フロン以外への代替 ◆代替ガス製造のために必要な設備整備、技術の向上、フロン類の回収・破壊・再生の取り組み
機器製造業者	◆指定製品の低GWP化・ノンフロン化(GWP目標値の目標年度までの達成) 指定製品:家庭用エアコン、業務用エアコン、自動車用エアコン、コンデンシングユニット・定置式冷凍冷蔵ユニット、中央方式冷凍冷蔵機器、硬質ウレタンフォーム断熱材、ダストブロワー →消火設備、消火器は含まれていない ◆GWP値や環境影響度、目標値、目標年度等の表示やラベリング
管理者(ユーザーなど)	◆機器の簡易点検、定期点検 ◆漏洩防止措置、修理しないままの充填の原則禁止 ◆点検・修理、充填・回収等の履歴の記録・保存 ◆算定漏洩量の報告(1,000CO₂-t/年以上の事業者)
充填回収業者	◆充填業の登録 ◆充填・回収行為の登録業者への委託の義務化 ◆機器の漏洩状況の確認、漏洩箇所・状況の管理者への説明 ◆充填中の漏洩防止
再生・破壊業者	◆「再生」行為を定義し、業規制を導入 ◆再生行為には「再生業者」の許可が必要(国による許可制)

参考:「フロン排出抑制法の概要～改正法に基づき必要な取り組み」2015年1月 環境省・経済産業省
「フロン法完全対策」日経エコロジー 2015年3月号

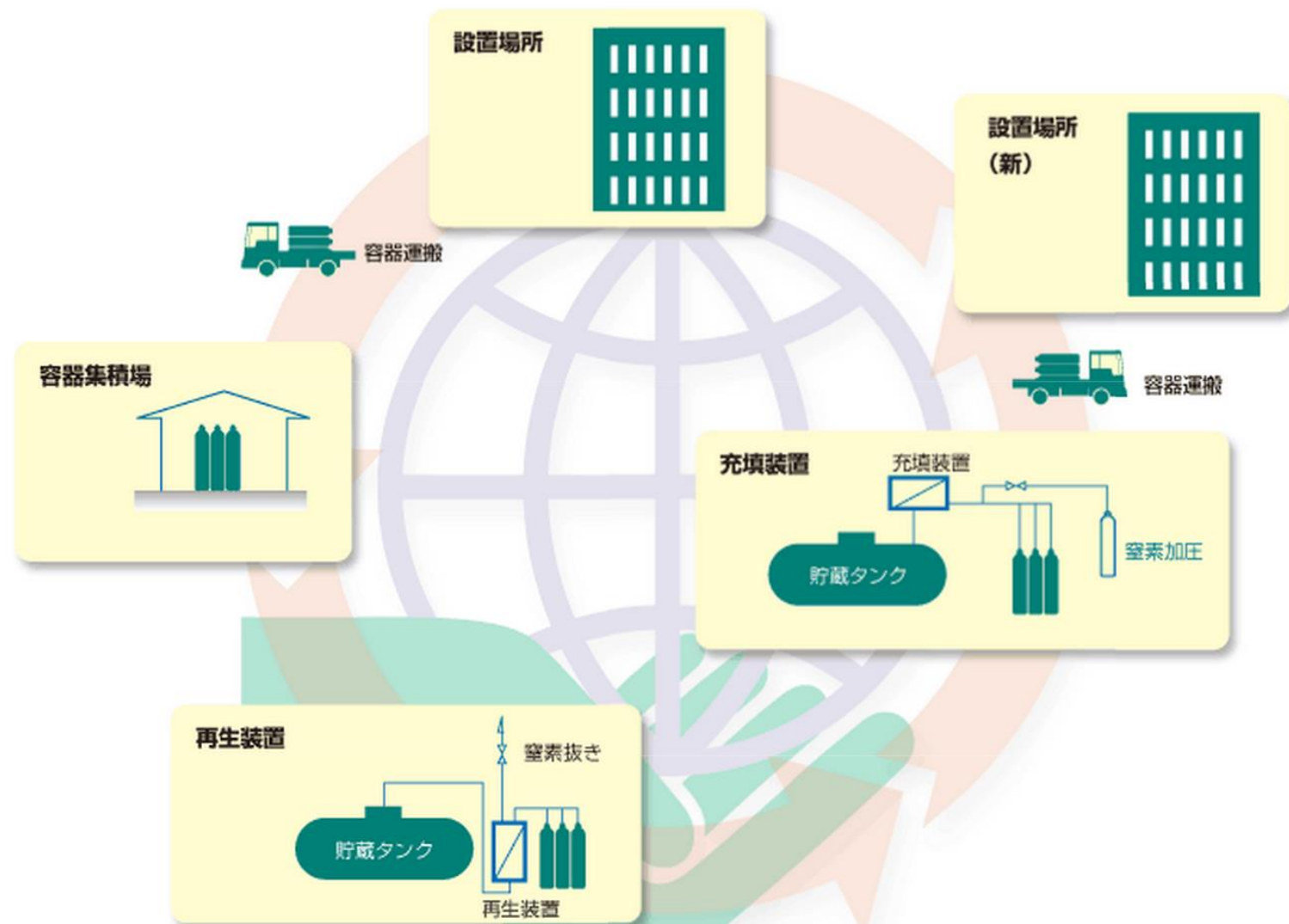
■ 地球温暖化へのハロンの影響度

- 京都議定書の対象となっている温室効果ガスの2013年度における排出量は14億800万t(CO₂換算、以下同じ)。
 - うち代替フロン(HFCs)は3,178万tで全体の2.3%を占めている。
 - 下掲図にはハロンの排出量15.8万tは含まれていないが、この量を加算して割合を求めると、0.01%となる。
- 定量的な観点からもハロンの地球温暖化への影響度は極めて小さい

温室効果ガス排出量の推移(1990-2013年度)



ハロン消火剤のリサイクルフロー



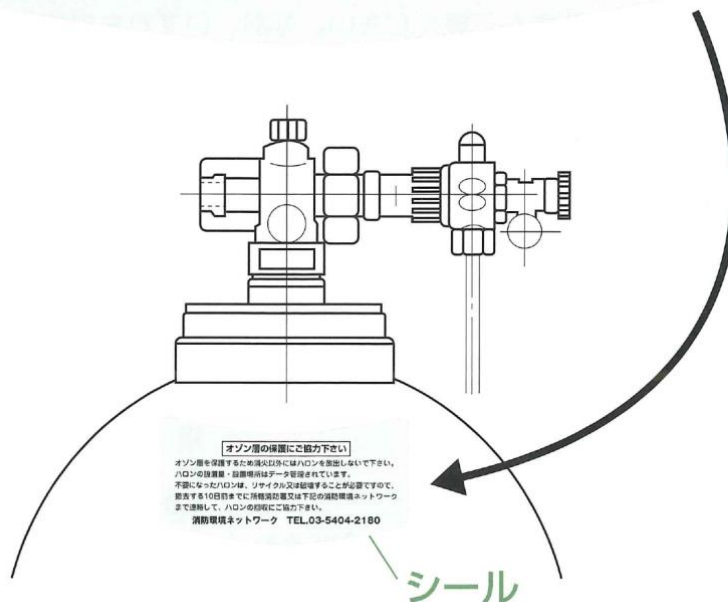
ハロン容器には注意書シールを貼付してください

オゾン層の保護にご協力下さい

オゾン層を保護するため消火以外にはハロンを放出しないで下さい。
ハロンの設置量・設置場所はデータ管理されています。
不要になったハロンは、リサイクル又は破壊することが必要ですので、
撤去する10日前までに所轄消防署又は下記の消防環境ネットワーク
まで連絡して、ハロンの回収にご協力下さい。

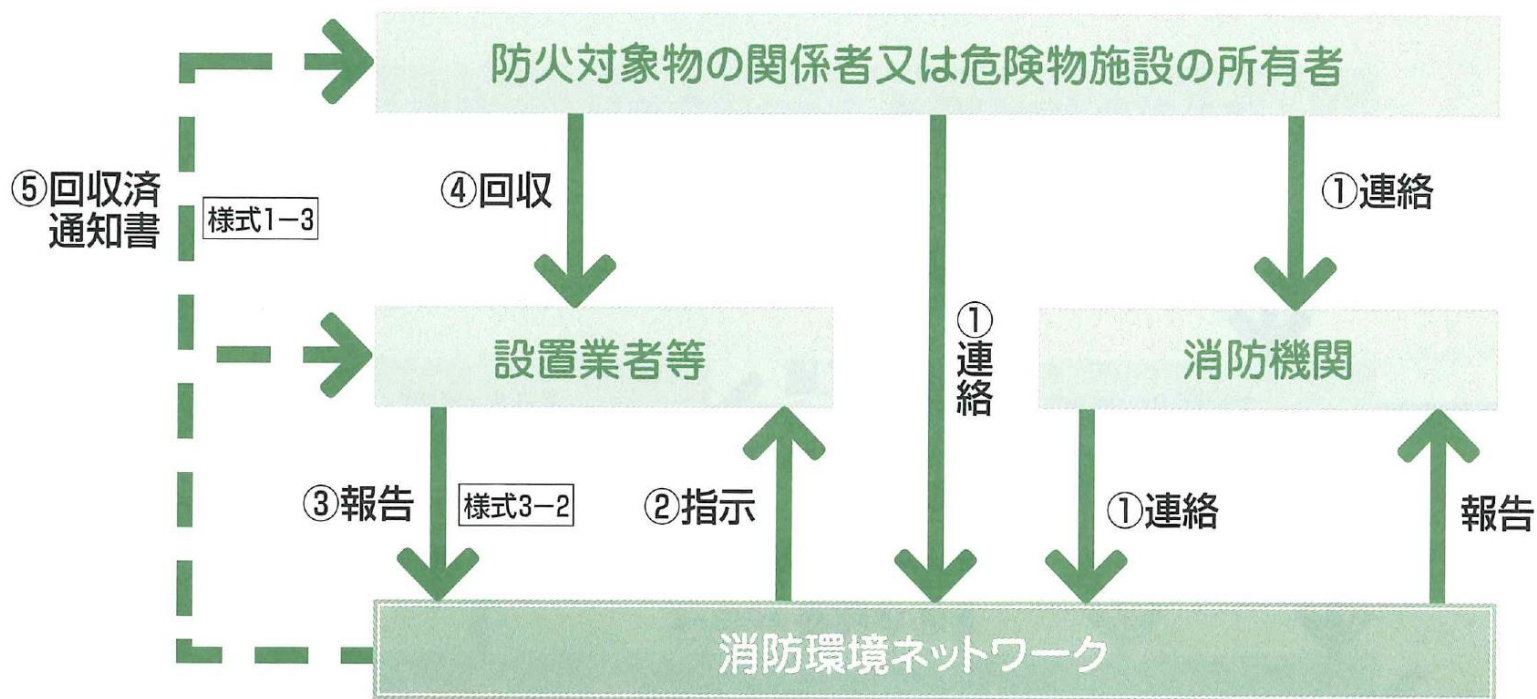
消防環境ネットワーク TEL.03-5404-2180

シール



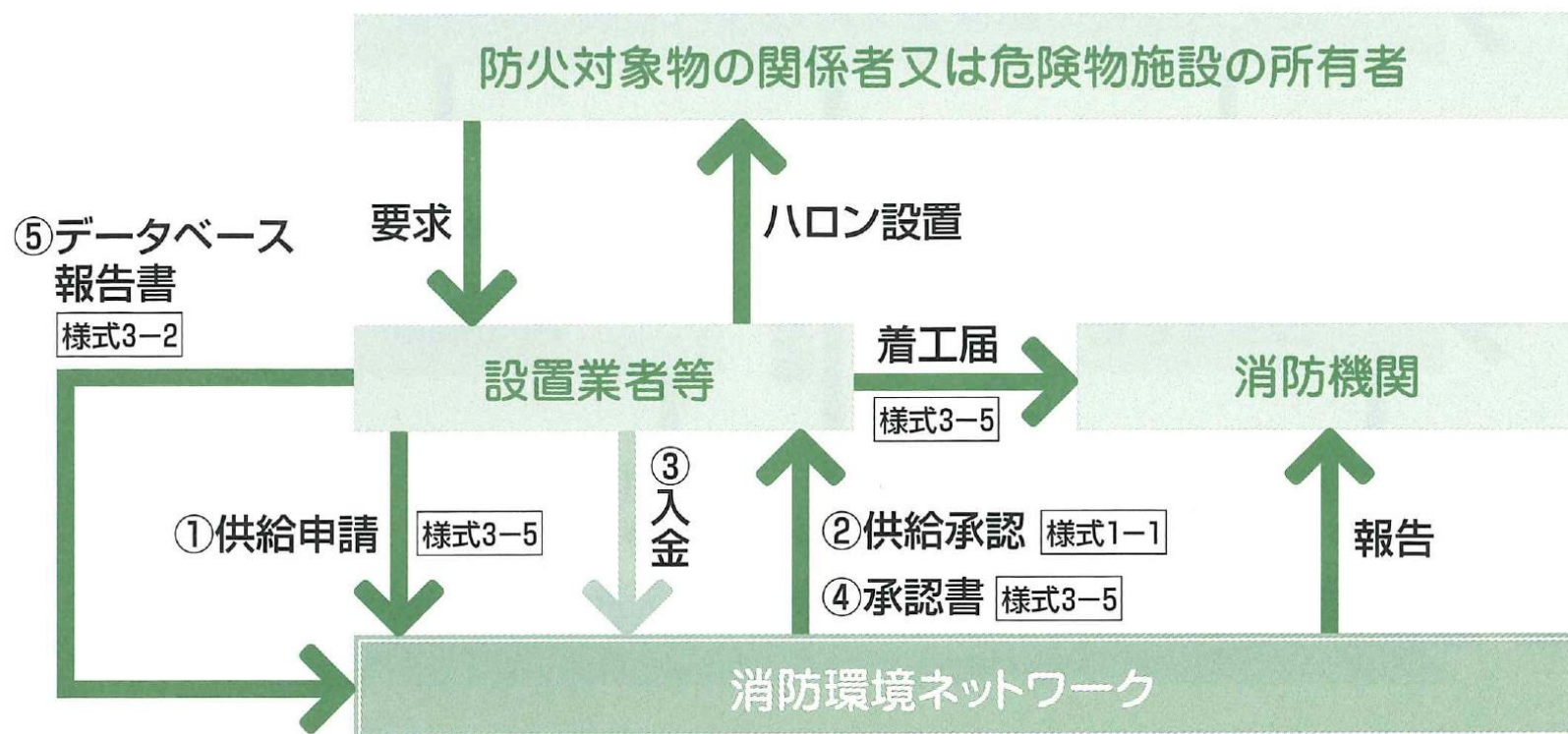
不要となったハロンを回収するときは…

ハロンの回収フロー



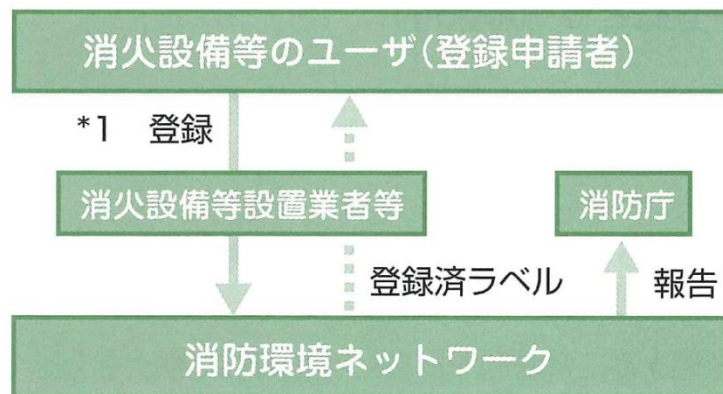
ハロンの供給を受けるときは…

ハロンの供給フロー



登録制度のフロー

(1) 消火設備等の設置時の登録（着工届出時又は許可申請時）

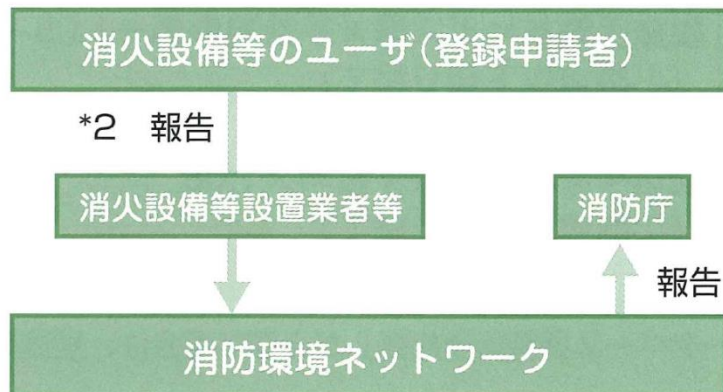


*1

様式 4-1

ガス系消火剤を使用する消火設備等
「データベース報告書」
(新規) による。

(2) 消火設備等の設置後の変更・回収（撤去）時の報告



*2

様式 4-1

ガス系消火剤を使用する消火設備等
「データベース報告書」
(変更・回収) のいずれかによる。
ただし回収時の報告は平成 18 年 4
月 1 日以降に登録した物件にかぎる。

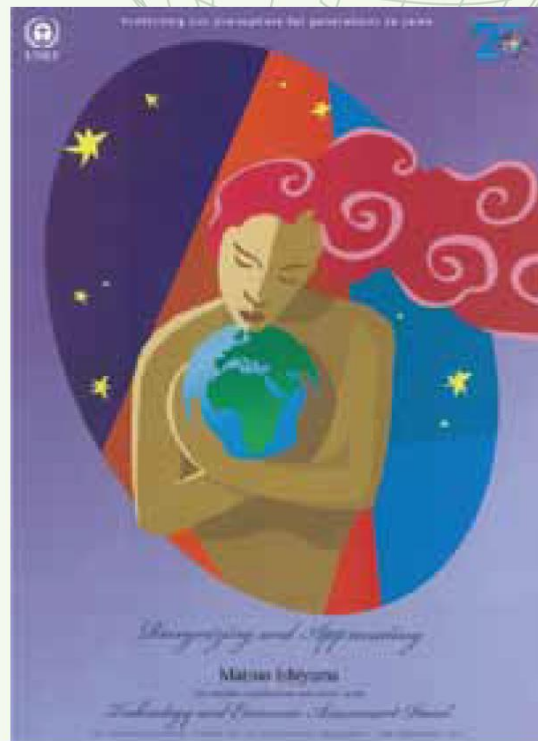
日本のハロン管理に対する世界の評価

日本のハロン管理システムは、1996（平成8）年に米国環境保護庁（EPA）から「オゾン層保護賞（EPA Stratospheric Ozone Protection Award）」を受賞しました。また、2000（平成12）年には、主催：日刊工業新聞社、後援：通商産業省（当時）／環境庁（当時）の第3回オゾン層保護大賞の「環境庁長官賞」を受賞しており、オゾン層保護の観点から国内外から高く評価されています。

また、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が25周年を迎えた2012年9月、日本のハロン技術選択委員会

（HTOC：Halons Technical Options Committee）委員2名に対し、国連環境計画（UNEP）から感謝状が贈られました。

▶ 感謝状



▼ 受賞盾



国家ハロンマネジメント戦略

関係 8 省庁（防衛庁、環境庁、外務省、水産庁、通商産業省、運輸省、消防庁、警察庁、いずれも当時の名称）が検討を行い、日本における「国家ハロンマネジメント戦略」を取りまとめ、UNEP のオゾン事務局に提出しました。（平成 12 年 7 月）

基本方針（概略）

「国家ハロンマネジメント戦略」に記された「戦略の基本方針」の概略は以下のとおりです。

我が国においては、消防法により、ハロン消火設備・機器の適正な設置・維持が確保され、不用意な放出防止、排出抑制に効果をあげている。さらに、関係者の自主的な取組により、ハロンバンク推進協議会（現 消防環境ネットワーク）を中心として、ハロンの管理、回収・再利用、無害化等についての確かつ円滑な運用・取組が行われており、オゾン層保護の観点から十分かつ最適なハロン排出抑制が図られていることから、現状をベースとしつつ、次に掲げる事項について重点的な取組を図ることとする。

- [1] ハロンデータベースの信頼性を引き続き確保していくとともに、適正な管理の推進を図る。
- [2] 施工、維持管理、回収等に伴う不用意な放出を防止する。
- [3] ハロン消火設備・機器の新設は、防火安全上必要な用途について認める。
- [4] 既存のハロン消火設備・機器については、建物及び移動体のライフサイクルと整合を図りつつ、ハロンの補充を継続する。
- [5] 既存のハロン消火設備・機器が廃止・撤去される場合には、ハロンを的確に回収する。
- [6] 防火安全及びハロン排出抑制の観点から、再利用することが必要な回収ハロンは、品質を確認のうえ、供給用として管理する。

消防庁の指導

総務省消防庁のホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) の「よくある質問とその答え」には、次のとおり掲示されています。

Q ハロンは地球環境を破壊する悪者であり、消防用設備等に使用すべきではないという意見がありますが、政府の見解はどうなっていますか。

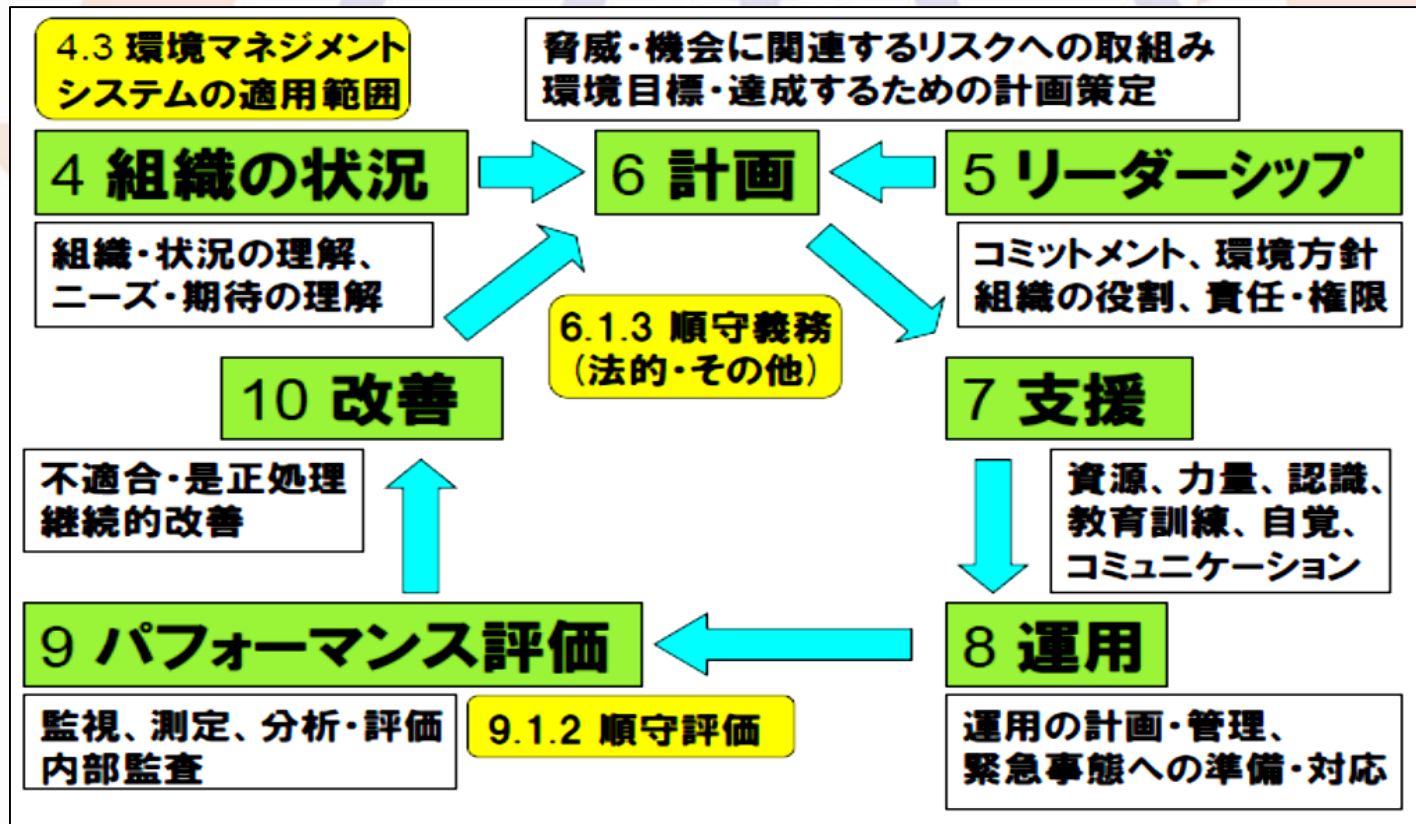
A 平成 12 年に日本政府が国連環境計画（UNEP）に提出した「国家ハロンマネジメント戦略」でも明らかなように、特定非営利活動法人「消防環境ネットワーク」を中心にハロンの設置、回収、再利用について徹底したリサイクルシステムの管理が行われており、むしろハロンを有効に活用してこのリサイクルシステムを維持促進することが、地球環境の維持に寄与するものであるというのが、消防庁、環境省等を含めた政府の見解です。ハロンは特に消火性能に優れ、人体に対する安全性が高いものですから、必要不可欠な用途には積極的に使用すべきものです。

■ハロン消火剤とISO14001の状況

ISO14001(環境マネジメントシステム)は、組織として環境に関するルーティンを構築することで、ISO14001に従ったルーティンが構築されていれば、認証されることになる。

➡ 消防法で認められたハロン消火剤の設置そのものを否定することではない。

ハロン消火剤を設置していても、ISO14001の認証取得は可能である。



■ ハロン消火剤(消火設備)と他のガス系消火剤(消火設備)との比較

- ハロン1301は、有人区画に設置が可能で、毒性、絶縁性、浸透性、汚損性についても良好である。
- ハロン1301は、避圧措置が不要である。
- ハロン1301は、他のガス系消火剤と比較して、貯蔵容器数が最も少なく、ボンベ室の容積が小さくなる。

分類	ガス系消火設備								粉末消火設備	水系消火設備
	ハロゲン化物消火設備				不活性ガス消火設備				—	—
消火剤	ハロン1301	HFC-23	HFC-227ea	FK-5-1-12	二酸化炭素	窒素	IG-55	IG-541	—	—
設置条件 (消防法施行規則)	有人区画に 設置可	常時無人区画 に設置	常時無人区画 に設置	常時無人区画 に設置	常時無人区画 に設置	常時無人区画 に設置	常時無人区画 に設置	常時無人区画 に設置	有人区画に 設置可	有人区画に 設置可
毒性	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
絶縁性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
浸透性	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
汚損性	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
避圧措置	不要	必要	必要	必要	不要	必要	必要	必要	—	—
貯蔵容器数 (対ハロン1301)	1	1.8	2	2.6	3.3	4.8	5.7	5.6	—	—

■ 立体駐車場の二酸化炭素消火設備における事故事例(その1)

事 例	事例1 誤って手動起動装置の釦を押してしまった防護区画に隣接する部分の死亡事故	事例2 誤って手動起動装置の釦を押してしまった立体駐車場の死亡事故	事例3 立体駐車場の駐車装置の故障に係る誤操作による作業員の事故
発生日時	平成7(1995)年12月1日	平成13(2001)年7月4日 20時20分ごろ	平成22(2010)年5月23日 23時30分ごろ
場 所	東京都豊島区東池袋	東京都文京区本郷	愛知県
負傷者等	死者2名	死者1名	1名(軽症)
事故概要	誤って立体駐車場のターンテーブル室に閉じ込められた会社員が、車両収納箇所の内部に設置された全域放出方式の二酸化炭素消火設備の手動起動釦を押してしまい、二酸化炭素が噴出した。異常信号を受け、現場に駆けつけた警備員2名が、漏れ出た二酸化炭素により被災し死亡した。1名はターンテーブル室、1名は廊下を挟んでターンテーブル室に隣接した管理人室で発見された。	事務所ビルにある立体駐車場で、男性会社員と同僚の2人が乗用車に乗っていたが、同僚が先に降り、駐車場の操作釦を押したところ、男性と車が地下に下がって行った。同僚が慌てて二酸化炭素消火設備の手動起動釦を押したため、二酸化炭素が充満した。約30分後に救出され、病院に運ばれたが死亡した。	共同住宅敷地内の機械式立体駐車場(耐火造、軒高約44m)の機械式立体駐車場の駐車装置が故障した。駐車しようとした住民が、二酸化炭素消火設備の手動起動装置の釦を押して消火剤を放出させて立ち去った。警備会社の職員と駐車場の作業員が駆けつけ、駐車装置の修理をしようとした作業員が二酸化炭素に曝露され動けなくなった。警備会社の職員により救出され、病院に搬送され無事であった。

■ 立体駐車場の二酸化炭素消火設備における事故事例(その2)

事例	事例4 立体駐車場における点検中の事故	事例5 区画貫通部分の埋め戻しが不十分で管理人室に漏洩した立体駐車場の事故	事例6 二酸化炭素消火設備の容器弁の破壊による放出事故	事例7 二酸化炭素消火設備の電気配線への損傷による放出事故
発生日時	平成22(2010)年6月8日	平成23(2011)年10月18日	平成22(2010)年8月5日	平成5(1993)年10月12日
場所	東京都新宿区	東京都港区	東京都	東京都
負傷者等	負傷者4名(重症2名、中等症1名、軽症1名)	1名(中等症)	なし	死者1名
事故概要	機械式駐車場に設置されている二酸化炭素消火設備の点検中に、地下1階消火ボンベ室の容器弁開放装置の停止措置を行っていない状態で点検用ガスを注入したため、二酸化炭素が放出し、作業員4名が受傷した。	何者かが機械式立体駐車場に設置されていた二酸化炭素消火設備の手動起動装置の放出スイッチを押下したしたことにより、二酸化炭素が誤って放出された。これにより、駐車場に隣接する管理人室に二酸化炭素が漏洩し、勤務していた警備員1名が受傷(中等症)した。	地下1階ボンベ室に設置した二酸化炭素貯蔵容器から二酸化炭素が放出した。	空調設備工事において削孔作業を行っていたところ、現場事務所に設置されていた全域放出方式の二酸化炭素消火設備の電気配線に損傷を与えてしまい、警報装置が作動しないまま現場事務所に二酸化炭素が放出され、そこに立ち入った別の業者の労働者が、酸素欠乏空気により被災した。

■ ハロン消火剤の優位性

- ハロン消火剤は、ガス系消火設備の中で唯一有人区画に設置が可能で、毒性、絶縁性、浸透性、汚損性についても良好である。
- ハロン消火剤は、新ガス系消火剤に求められる避圧口の設置が不要である。
- ハロン消火剤は、他のガス系消火剤と比較して、必要な貯蔵容器数が最も少なく、必要設置スペース(ボンベ庫)の容積が最も小さい。
- ハロン消火剤の設備コストは、二酸化炭素の約2/3、窒素の約半分となり、安価で設置できる。(容積500m³、防護区画数を3系統とした場合で、避圧口やボンベ庫の工事費用は除く)

年度	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
回収量(t)	27	56	59	46	94	78	97	104	80	112	118
供給量(t)	100	117	126	111	73	57	65	66	63	52	100
備蓄量(t)	474	444	364	296	306	315	322	351	376	415	428
年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
回収量(t)	133	110	146	146	99	161	159	196	217	179	166
供給量(t)	123	173	208	156	89	58	47	42	102 (85)	180 (106)	202 (99)
備蓄量(t)	458	376	338	305	314	387	436	586	700	748	747

- ※1

供給については、新規＋補充設置分

※2

供給量、回収量は、NPO法人消防環境ネットワークの実績値を示す。

※3

備蓄量は会員企業からのアンケート調査値(供給量と回収量との差とは連動していない。)

※4

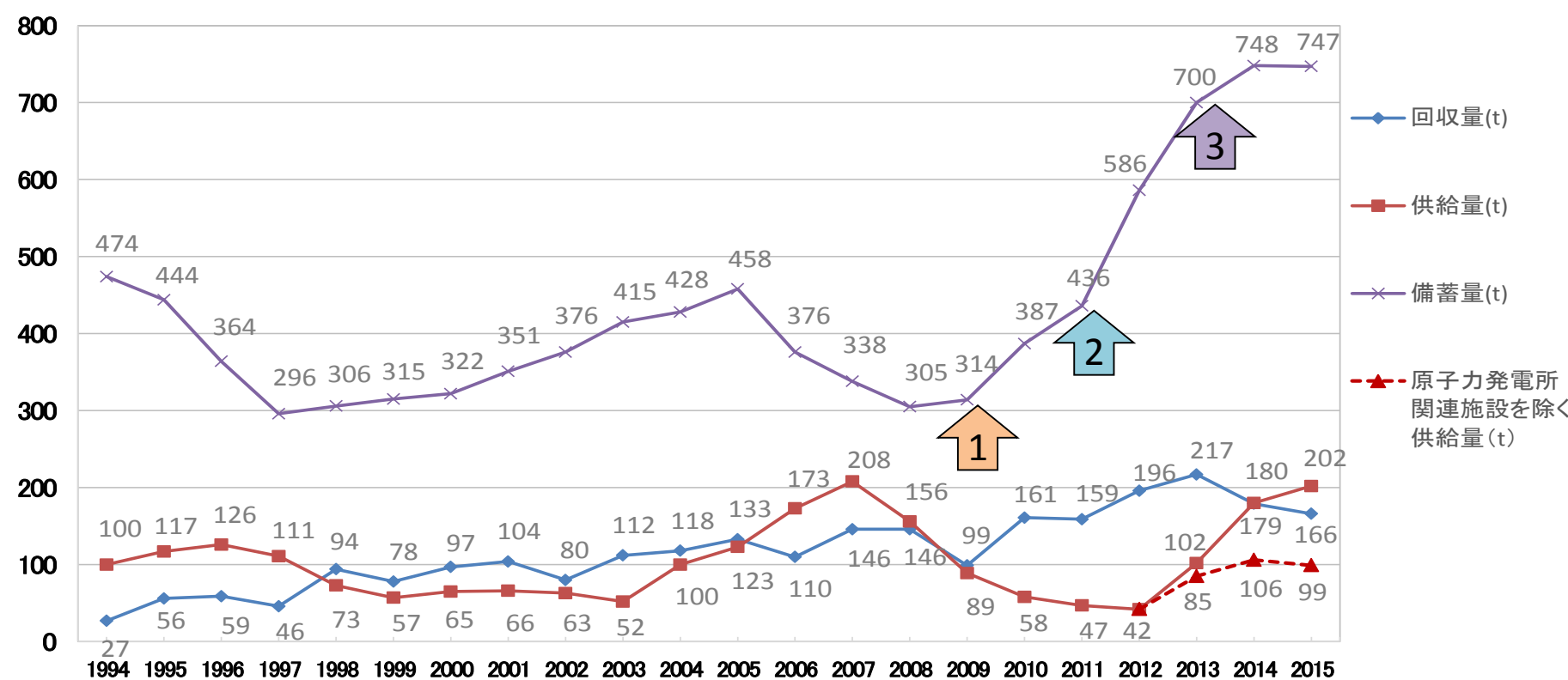
(赤字)は原子力発電所関連施設を除く供給量(t)
- 1

容器弁点検の通知(消防予第132号)リーマンショック
- 2

東日本大震災
- 3

容器弁点検の告示(告示第19号)

ハロン1301の回収、供給、備蓄量

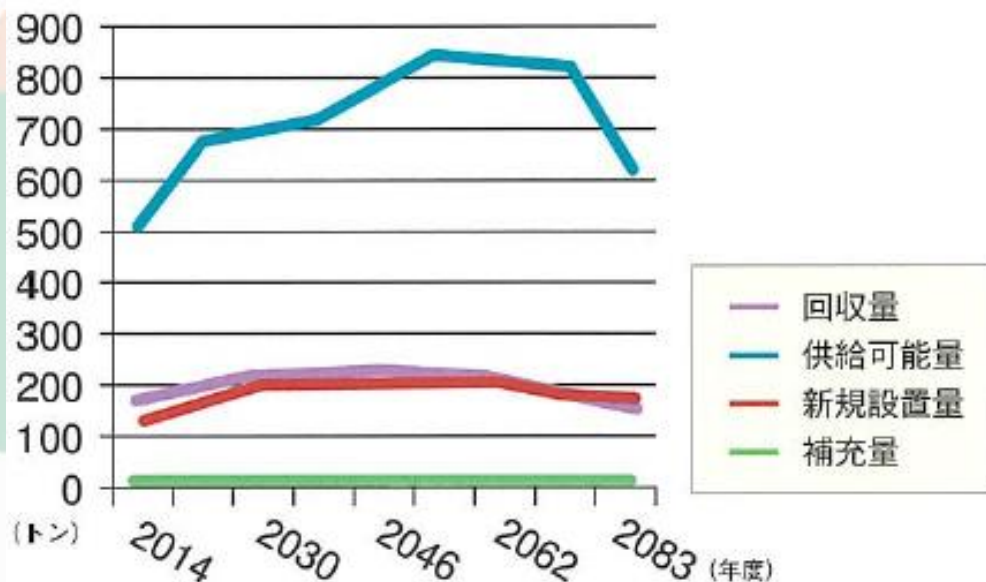


ハロン消火剤の将来予測

少なくとも70～100年間は十分に供給可能

ハロンの回収量を建物寿命等から推計したところ、2066年頃まで毎年約200t、その後も2083年まで160tを超える量と見込まれる。

一方、新規設置量が毎年200t程度で、かつ容器弁の安全性点検用に200tを確保しておいたとしても、さらに、供給できる量(供給可能量)は、500t～850tとなり、今後少なくとも70～100年間は十分に供給できると考えられる。



■ハロン消火剤の積極的活用の推進①

- 駐車場等（機械式駐車場、自走式駐車場、スロープ、車路）におけるガス系消火剤の設置率を平成26（2014）年度と27（2015）年度の設置件数で比較すると、ハロン1301が19%、二酸化炭素が53%、窒素が22%、その他6%となり、二酸化炭素の設置率が高い。
- 同様に、設置消火剤量で比較すると、ハロン1301が19%、二酸化炭素が44%、窒素が27%、その他10%となり、やはり二酸化炭素の設置率が高い。
- 立体駐車場に設置した二酸化炭素消火設備は、人命に関わる放出事故を多発している。その原因は、二酸化炭素の毒性や消火設備の知識不足による一般人の誤操作が多く、安全対策不足や消火設備の知識不足による点検時の誤操作、区画貫通部分の埋め戻し不十分による漏洩、他の設備工事で電気配線への損傷による放出、経年劣化による容器弁の破壊等、さまざまである。（平成5年以降、死者4名、負傷者6名）
- 機械式駐車場や自走式駐車場は防護区画内に人が乗り入れることから、人命を絶対に損わないようにするため二酸化炭素消火設備を設置せず、ハロン消火剤をより積極的に活用すべきである。

■ハロン消火剤の積極的活用の推進②

- 同様に、通信機室等その他(電算機室、サーバ室、信号機械室、通信機器室、他)の防護区画内に人が立ち入る可能性がある用途(クリティカルユース)には、二酸化炭素の使用を避けてハロン消火剤を積極的に活用すべきである。
- さらに、クリティカルユースではないが、発電機室等(変圧器室、電池室、配電盤室、電源室、他)の点検等で人が立ち入る可能性がある用途にも、万が一の事故を考慮して、ハロン消火剤を活用することが望まれる。
- 以上のほか、窒素も相当量が使用されているが、ハロン消火剤と比較するとボンベ本数が極めて多くなり避圧口も必要であることから、設備コストとして割高である。経済的合理性を考えるならば、当然のことながらハロン消火剤を積極的に使用することが望ましい。

以上

Webサイト

消防交流広場とは？

www.fesc119.net



消防関係の業務に携わる方々に対し、安全センターから有益な情報を提供するとともに、消防に係る情報の共有や意見交換が行われることを目的とした会員制Webサイトです。



消防交流広場のイメージは？

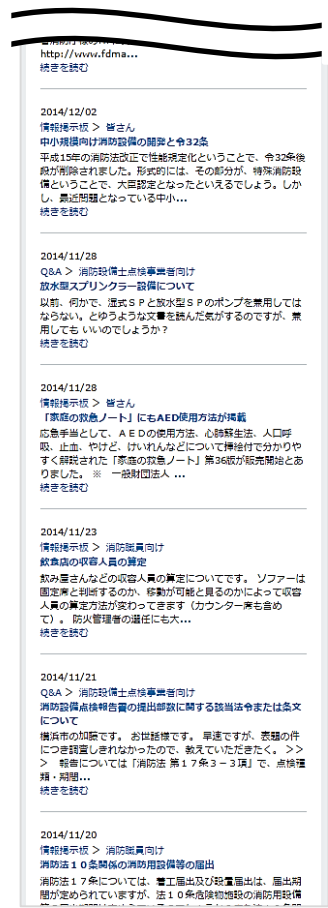
トップページでは、各コンテンツをアイコンで表示し、最新のスレッドやニュース等を掲示しています。

トップページ（パソコンの画面）



※ 画面の横幅に合わせ伸縮します。

トップページ（スマートフォンの画面）



消防交流広場の会員区分 & 料金体系

料金は年会費制（更新時請求書送付）
支払方法 → 有料会員は、「クレジット決済」
→ 団体会員は、「銀行振込」または「コンビニ払込」

年会費

有料会員



年会費：3,000円(税別)

団体会員



ご入会人数	年会費(税別)
1～9人の場合	3,000円×人数
10～19人の場合	2,900円×人数
20～29人の場合	2,800円×人数
30人を超える場合	2,700円×人数

※ 入会または更新時における1回の申込時の人数に応じ料金を設定

年会費無料

無料会員



コンテンツの
一部を利用可能

- 無料会員の閲覧エリア
利用可能なコンテンツ
- ◇ 様式・リーフレットDL
 - ◇ 検討会報告書
 - ◇ 事例研究・アンケート
- 一覧のみ閲覧可能なコンテンツ**
- ◆ 交流掲示板
 - ◆ 消防関連Q & A
 - ◆ 通知
 - ◆ 月刊フェスク
 - ◆ 広場からのお知らせ etc.

「交流掲示板」

ハンドルネームで、消防に関する意見や情報を投稿し交流するもの

スプリンクラー、樹脂製消火器、時事的な話題等消防に関する様々な情報を交換するためのツールとして利用できます。

交流掲示板

メッセージ・意見を投稿する

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

全てを見る

防火管理者向け

消防設備士点検事業者向け

消防職員向け

皆さん

カテゴリー一覧

カテゴリー

フィルター 全て

中小規模向け消防設備

投稿者: コウリュウオタク

「家庭用」

投稿者: fes

飲食店

投稿者: う

パッケージ型自動消火設備の報道

投稿者: 9球 | 投稿日時: 2016/02/02 13:01:58

1票

3件

いいね

コメントする

バブコメの結果などを踏まえ、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」を平成 28 年 1 月 29 日に公布したとHPにありました。

平成28年度防火設備検査員講習日程

投稿者: 本防災 | 投稿日時: 2016/06/14 22:53:13

平成28年度の講習申し込みが7月1日より開始されるようです。
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/boukasetsubi28.html>
既に申込書の配布は始まっている様なので去年受講を逃した方がいらっしゃれば参考までに。
コメントする | 引用してコメントする | 不適切な発言として報告

低周波で空気をかき乱してですか・・・
となると延焼面積によって機械の出力は

本当か嘘かは何とでもですが、本当であればクリアしなければならないハードルがかなりある
様にも思いますが新しい消火設備の形として登場するかもですね。
ただ消火器と言うよりも、大出力の電源が確保しやすい消火設備、ガス系や泡と代替と言
た方がありえるのかなと言う気は個人的にはします。

・機材の重量は約9kg、予算は600ドルほど。重低音が空気の流れを動かし、反応が盛んに起きている境界層を薄くすることで燃焼を妨げ、最終的に鎮火
窒息消火?ということでしょうか(^_^;)

「交流掲示板」

投稿例

ハンドルネーム「TRIBE11」さんが、意見を求める投稿を行うと…!?



消防用設備の設置届の届出について

投稿者 : TRIBE11 | 投稿日時 : 2016/06/23 14:18:09

雑居ビルのテナントの改修の際、天井を張り替えるので一度自動火災報知機の感知器（2個）を取り外し、天井を張り替え終了後取り外した感知器を既存と同じ位置に設置した場合、消防用設備の設置届の届出は必要なのでしょうか？

必要な場合、工事の種別は何に該当するのでしょうか？

ysnさんの意見



返信者 : ysn | 返信日時 : 2016/06/23 18:46:11

取り外し、設置をするのであれば、工事としてとらえ届出を要する考えるのが原則と思います。
(機能が維持されているか確認する必要があると思うので。)

結果として位置は同じかもしれませんが、天井は張り替えているので工事区分は移設でよいのではないのでしょうか。

本防災さんの意見



返信者 : 本防災 | 返信日時 : 2016/06/25 11:33:43

基本原則は配線の絡み、試験があるので届出が必要となるかとは思いますが。
但し所轄消防署によっては必要ないと言う事で回答頂ける事もあります。

空調の更新、結露等によるボードの張替え等々でも呼ばれることがあります。
法律には関係ないですが簡易な工事の場合、届出を出すとすると土日工事、平日書類提出、場合によっては消防検査と全体の工賃が2倍近くまで跳ね上がる可能性もあるので助かるというのがあります。

届出を出す場合は移設で提出する事が多いですね。
図面は撤去再取付と記入して提出しています。

「消防関連Q&A」

消防用設備等に関する質問や質問に対する回答を投稿するもの

消防用設備等に関する疑問を解決するツールとして利用します。

カテゴリー

フィルター ----- 並び替え 最新の投稿

検索キーワード

検索

質問する

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

全てを見る

防火管理者向け

消防設備士点検事業者向け

消防職員向け

皆さん

カテゴリー一覧

スプリンクラー設備の自動警報設備について

質問者: TRIBE11 | 質問日時: 2015/04/01 22:24:01 | カテゴリー: 皆さん

回答期限 なし

1票

3件

いいね

回答する

消火器の設置検査及び設置届けについて

質問者: NK | 質問日時: 2015/03/28 08:51:06 | カテゴリー: 消防職員向け

回答期限 なし

1票

3件

Q 食品工場で特殊消火としてハロンを設置しています。この工場は食品製造の他に人工光型植物栽培で二酸化炭素を使用し植物の成長を促しています。この二酸化炭素のボンベをハロンのボンベ庫室内に併設できないか？との質疑を業者からいただきました。みなさまの消防ではどのような見解をしているか意見をお聞かせください。

A ガス系消火設備のガス貯蔵容器に関しては、令第16条（第17条）および規則第19条（第20条）にしたがって設置し、また他用途で使用するガスボンベも高圧ガス保安法の規制のもとに設置されていけば法令上特に問題があるものではありませんが、メンテナンス等で誤って消火用のガス容器を操作されることがないように、十分な安全対策が施されている必要はあると考えます。

Q. 交流掲示板との違いは？

A. 回答期限を設けたり、質問投稿者がベストアンサーを選ぶことができます。

「消防関連Q&A」

投稿例



用途変更の特例に関する質問が「まつ」さんから投稿されました。



用途変更の特例について

質問者：まつ | 質問日時：2016/05/24 20:01:48

Q

防火対象物の用途が変更されたことにより、従前の消防設備の対応では、法令基準に適合しなくなった場合、建物用途等一定の条件を満たせば、法第17条の3第1項の規定により、用途変更の特例を適用することになりますが、当該特例の適用要件等について考え方をご教示ください。

<設問1>

複合用途防火対象物が、以下のように使用実態を変更した場合、
“用途が変更したもの”として取り扱い、用途変更の特例を適用することは適当か。

【変更前】棟用途：（16）項口600㎡（令9用途面積：（5）項口400㎡、（15）項200㎡）

【変更後】棟用途：（5）項口600㎡（単項）

※ 設問1のポイント

上記ケースでは、棟全体で用途変更となるが、例えば、自火報の適用に限った場合、法第17条に基づく設備規制は、変更前の非特定複合用途防火対象物に令9条が作用し、（5）項口部分400㎡が設置基準に満たないため自火報は不要であった。また、変更後の設備規制も、引き続き（5）項口600㎡が規制の対象となることから、（5）項口は用途の消失がなく、法令規制の観点からは、新たな用途は生じていないもの（用途変更していないもの）として捉えることは適切でないか。

<設問2>

前記用途変更のように、物理的な床面積の増加は認められないが、用途変更に伴って設備規制上の基準面積が増加し、その増加の値が従前の基準面積の2分の1以上となった場合、法第17条の3第2項第2号に定める『用途変更後の増築等』には該当しないか。

この質問に対して...!?

「消防関連Q&A」

投稿例



「ナベ」さんの回答は...!?



回答者：ナベ | 回答日時：2016-05-26 18:51:57

昭和59年7月14日付け消防予第111号の予防救急課長通知「用途変更に伴う消防用設備等の設置について」において、
次のような記載がありました。

Q.

1、2階が事務所、3階から7階が共同住宅の(16)項口の防火対象物で共同住宅部分の延べ面積は500㎡で自動火災報知設備が設置されている。

昭和58年9月に2階事務所部分100㎡を共同住宅に用途を変更したとき、法第17条の3第1項の規定の適用により用途変更後の2階共同住宅部分の自動火災報知設備の設置は必要がないと解してよいか。

A.

お見込みのとおり。

この質疑によると、「用途変更した部分」で規定の適用を判断することみたいですね。勉強になりました。



「ysn」さんの回答は...!?



回答者：ysn | 回答日時：2016-05-26 19:11:38

設問1 適用できる。

→ 15項の部分は5項口に変更されているため。

適用について、既存の他の部分と同じ用途になったか否かは関係ないと思います。

設問2 該当しない。

→ 法第17条の3第2項第2号の「増築等」は、政令第34条の2および第34条の3で定められているとおり。

通知を示した回答例もありました。

「通知・報告書等の閲覧」

通知(昭和38年～平成13年)を閲覧できます。



消防庁予防課が発出した古い通知を検索し、閲覧できます。

Q&Aで紹介された昭和59年7月14日 消防予第111号通知を探してみると...!!

法令・通知 報告書

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

法令・通知

消防庁報告書

その他

並べ替え

日付(新着順)

昭和59 7月14日

検索

「昭和59 7月14日」で検索

✓ 予防行政事務の取扱いについて 1984-07-14

消防予第113号昭和59年7月14日 長崎県総務部長 殿 消防庁予防救急課長 予防行政事務の取扱いについて〔昭和59年10月17日消防予第146号「8」〕 問 標記について、下記のとおり疑義が生じたので御教示願います。 記 自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積の算定等について(1) 消防法施行令第13条第1項の表中「自動車の修理又は整備の用に供される部分」の床面積とは次図の場合、算定をいかにすべきか。(ア)...

✓ 用途変更に伴う消防用設備等の設置について 1984-07-14

消防予第111号昭和59年7月14日 石川県総務部長 殿 消防庁予防救急課長 用途変更に伴う消防用設備等の設置について〔昭和59年10月17日消防予第146号「6」〕 問 標記の件について、下記のとおり金沢市消防長から照会があつたので、送付しますから御回答下さるようお願いいたします。 記 1...

用途変更に伴う消防用設備等の設置について

石川県総務部長 殿

消防庁予防救急課長

用途変更に伴う消防用設備等の設置について

〔昭和59年10月17日消防予第146号「6」〕

問 標記の件について、下記のとおり金沢市消防長から照会があつたので、送付しますから御回答下さるようお願いいたします。

記

1 昭和35年に建築された木造2階建て2階飲食店350㎡、店舗350㎡、2階事務所700㎡の防火対象物のうち、昭和58年9月に2階部分を共同住宅に用途を変更した。この場合用途変更後の2階共同住宅部分は昭和48年6月1日法律第64号附則第4項の規定の適用により、昭和52年4月1日以後は法第17条の3第1項の規定が適用されないことから屋内消火栓設備の設置が必要であると解してよいのか。

事務所	700㎡	3階	共同住宅	700㎡	
飲食店	350㎡	1階	飲食店	350㎡	店
店	350㎡		舗	350㎡	

昭和35年建築

昭和58年9月

2 前1の防火対象物が昭和55年に建築され、昭和58年9月に用途変更した場合は、2階共同住宅部分の屋内消火栓設備の設置の要否について下記(1)(2)のいずれに解してよいのか。
(1) 法第17条の3第2項第4号の規定により用途変更後の用途が特定防火対象物(18)項イであり屋内消火栓設備の設置が必要である。
(2) 令第9条の規定により用途変更部分の用途変更後の用途が共同住宅であるので、法第17条の3第1項の規定が適用され屋内消火栓設備の設置は必要でない。
3 1. 2階が事務所、3階から7階が共同住宅の(18)項ロの防火対象物で共同住宅部分の延べ面積は800㎡で自動火災報知設備が設置されている。
昭和58年9月に2階事務所部分100㎡を共同住宅に用途を変更したとき、法第17条の3第1項の規定の適用により用途変更後の2階共同住宅部分の自動火災報知設備の設置は必要ないと解してよいのか。

共同住宅	7階	共同住宅	7階
共同住宅	6階	共同住宅	6階
共同住宅	5階	共同住宅	5階
共同住宅	4階	共同住宅	4階
共同住宅	3階	共同住宅	3階
事務所	2階	共同住宅	2階
事務所	1階	事務所	1階

F.L

昭和58年9月

答 1 消防法第17条の3第2項第4号の規定により、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
2 1により承知されたい。
3 お見込みのとおり。

古い通知を参考にできます。

「通知・報告書等の閲覧」

消防庁や安全センター等で作成された報告書を閲覧できます。



消防庁や安全センター等で作成された報告書を閲覧できます。

「緩衝帯を有する接続部の評価方法」の報告書は・・・

法令・通知
報告書

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

法令・通知

報告書

報告書

安全センター

ハロン(消防環境ネットワーク)

消防庁(1975～2000年)

消防庁(2001～2011年)

安全センター

緩衝帯を有する接続部の評価方法 2015.3

IP電話回線網に接続する火災通報装置の基準検討報告書

緩衝帯を有する接続部の評価方法 2015.3

近年の大規模・複雑化した建築物や地下街等と一体となった建築物は、昭和50年28号通知の「渡り廊下」等と見なされる施工方法とは異なる接続により駅舎などの既存建築物と一体をなす事。この接続部により、火災時の影響が建築物相互に及ぼさな担保させ、「渡り廊下等の基準」と同等の安全性を確保すとして、「緩衝帯を有する接続部の評価方法」を策定した。

緩衝帯を有する接続部の評価方法

緩衝帯を有する接続部の評価方法

→大規模防火対象物の防火安全性の確保に資する→

2015年 3月

一般財団法人 日本消防設備安全センター

大規模防火対象物の防火安全性の確保に資する

この構造上の機構を付与させることにより安全性を確保し、消防行政の知見から認めていくためのツールと

「月刊フェスク・様式DLコンテンツ」

PDF化された過去の月刊フェスクを閲覧ができます。

- ① 月刊フェスクの主な記事が閲覧できます。
- ② 点検結果報告書、点検票等の法令様式がダウンロードできます。
- ③ 消防法の普及啓発に用いるリーフレット等がダウンロードできます。

検索キーワード

検索

リーフレットなどのダウンロード

月刊フェスク

月刊フェスク 2013年12月号
月刊フェスク 2013年11月号
月刊フェスク 2013年10月号
月刊フェスク 2013年08月号
月刊フェスク 2013年07月号
月刊フェスク 2013年06月号
月刊フェスク 2013年04月号
月刊フェスク 2013年03月号
月刊フェスク 2013年02月号

4. 防火対象物点検・防災管理点検・表示マーク

区分	様式	ファイル名	
防火点検	様式1	防火対象物点検結果報告書	Word
防火点検	様式2の1～5	防火対象物点検票（その1～5）	Word
防火点検	様式2の6～8 ※	防火対象物点検票（その6～8）	Word
防災管理点検	様式1	防災管理点検結果報告書	Word
防災管理点検	様式2（その1～3）	防災管理点検票	Word
表示マーク	様式1	表示マーク交付(更新)申請書	Word
表示マーク	様式4		Word
表示マーク	様式6		Word

※「様式2の6～8」は、消防庁がひな型として作成したものであり、各消防本部により異なる場合があります。

ホテル・旅館等に対する「表示制度」

ホテル・旅館等に対する「表示制度」が開始されます。消防法のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」が開始されます。
(平成26年4月1日から受付・審査)

3年経過後に表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(金)」(有効期間3年)が交付されます。

③リーフレット

消防用設備等の点検・報告はあなたの義務です。
消防法の改正
加圧防排煙設備の設計・審査に係る運用ガイドライン
消火器の規格・点検基準の改正リーフレット

2015年9月より、月刊フェスクの記事(一部)の掲載時期を早めました。

※ 毎月第5営業日までに早めました。

例) 2016年9月号の例：8月25日発行 → 9月7日までに消防交流広場へ掲載

「広場からのお知らせ」

消防庁や消防用設備の時事的な情報が閲覧できます。

 **最新情報の発信**（消防のうごき・消防用設備のうごき）
消防庁が主催する検討会・WG等の情報を発信するもの

2014年9月16日

「予防行政のあり方に関する検討会」概要

経過：あり方検討会は、昨年7月以来1年ぶりの開催。今回は、
検討会で、その後、平成25年12月に政令改正となり、平成26

検討会：委員が
から、関澤副
議題：議題は5

- ① 大規模地震
- ② 防災管理制
- ③ 高齢者や障
- ④ 違反是正の
- ⑤ 対象火気設

- ① 大規模地震
- ア SP設備の
- ・天井が落下し
- ・天井が落下し
- イ 消防無線の
- ・特定用途の

白 白家登、

議事次第

資料2-1

資料2-2

資料2-3

資料2-4

資料2-5

参考資料2-1

参考資料2-2

参考資料2-3

参考資料2-4

参考資料2-5

参考資料2-6

参考資料2-7

※ 資料2-3は一部掲載不可のため加工しております。

2014年9月11日

「第一回 対象機器設備等技術基準検討部会」 概要

本検討部会について

「予防行政のあり方に関する検討会」の部会の一つとして本検討部会が設置され、ガスこんろ等の火気設備及び蓄電池設備等の電気設備を規制する省令の見直しに向けた検討を開始した。

検討会の委員について

「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」の傍聴について
(2016/03/25)

「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」の傍聴について(2016/03/25)

消防庁予防課が事務局となる「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」の傍聴について(2016/03/25)
配布資料の掲載の許可を頂きましたので、ここに掲示いたします。

「第2回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会 概要」

検討部会

検討会

広場からのお知らせ

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

アンケート

消防のうごき

消防用設備のうごき

重要事項一覧

ニュース一覧

消防のうごき

平成27年度 都道府県予防事務担当者会議の配布資料について(2015/07/15)

「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」の傍聴について(2015/07/01)

防火設備（防火戸・防火シャッター等）の報告について...国土交通省より(2015/06/19)

予防行政のあり方に関する検討会(2015/03/30)

「最終回スプリンクラー設備等の耐震措置に関する調査検討会 概要」(2015/03/30)

「第6回 高齢者や障がいに適した火災警報装置に関する検討部会 概要」(2015/03/06)

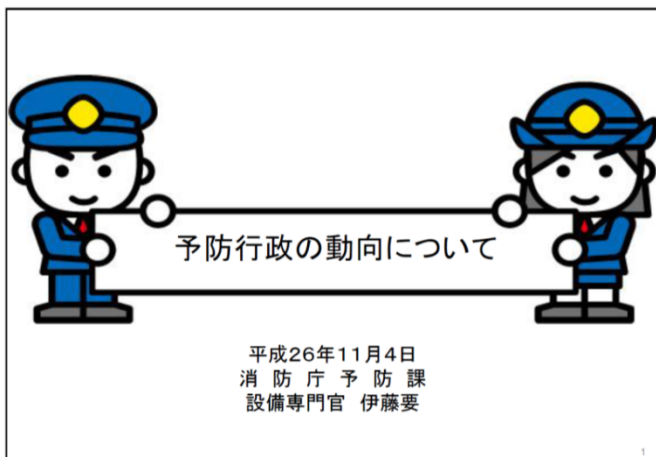
外部リンク先について（東京理科大学 グローバルCOEプログラム）(2015/02/05)

「広場からのお知らせ」

消防庁や消防用設備の時事的な情報を掲載

その他

講演会やセミナーなどに使用した配布資料を掲載



消防法施行令の一部を改正する政令等

【改正理由】

平成25年10月11日に発生した福岡市東区「大井町」の火災の発生原因を調査し、関係団体への聞き取り調査の結果、防火区画の壁・床の耐火性能が不足していたことが判明した。今回の政令改正においては、上記検討結果に基づき、防火区画の壁・床の耐火性能を向上させることとする。

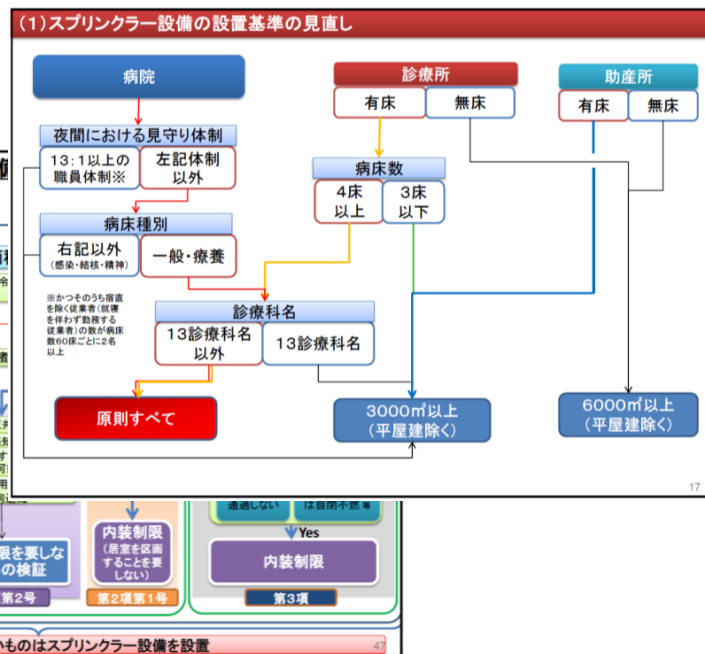
- (1)避難のために患者の介助が必要な有床診療所、スプリンクラー設備の設置
- (2)特定施設水道連結型スプリンクラー設備
- (3)屋内消火栓設備(及び動力消防ポンプ)
- (4)消火器又は簡易消火器具の設置に関する
- (5)消防機関へ通報する火災報知設備の

また、上記の政令改正に関連し、消防法第24条第1項第2号の「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」の設置に関する火災報知設備と自動火災報知設備の設置基準等について規定する。

1. 福岡市有床診療所火災対応
2. 消防法施行令等の一部改正
3. 消防法施行令等の一部改正
4. 消防法施行規則の一部改正
5. その他

配布資料

平成26年10月16日
布



「無料会員」の登録方法

※ 有料会員になられる方も、無料会員登録が必要となります。

◎ Webサイト内で会員登録を行いますので、消防交流広場にアクセスしてください。

<https://www.fesc119.net/>

1. TOPページ(最上段)から入会手続きとなります。

個人で入会される方は、
こちらからアクセス
(無料・有料会員向け)

会社等の団体で入会される
方は、こちらからアクセス
(**団体**会員向け)

 消防交流広場

[ログイン](#) [新規個人会員お申し込み](#) [新規団体お申し込み](#) [ご利用ガイド](#) [お問い合わせ](#)

[交流掲示板](#) [事例研究](#) [消防関連Q&A](#) [設備士試験対策](#) [法令・通知・報告書](#) [広場からのお知らせ](#) [月刊フェスク・様式ダウンロード](#)

[ホーム](#) /



さくら咲く季節になりました。
交流の場に参加してみませんか

皆様の入会を
心よりお待ちしております

交流掲示板

NEW THREAD

ニッタン2 波長式光電式スポット型感知器について
ニッタンの2 波長式光電式スポット型...

事例研究

NEW CASE STUDY

事例研究 第3弾
事例研究 第2弾

消防関連Q&A

PICK UP

スプリンクラー設備の自動通報設備につ

設備士試験対策

PICK UP

消防設備士 甲種第4類及び乙種第4類

「無料会員」の登録方法

2. 利用規約の確認です。

交流展示係 事例研究 消防関連Q&A 設備士試験対策 法令・通知・報告書 広域からのお知らせ 月刊フェスク・様式ダウンロード

ホーム / 新規会員登録 / 利用規約への同意

新規会員登録

利用規約への同意

お客様情報のご入力

ご入力内容の確認

仮登録完了

本登録完了

利用規約への同意 (無料会員登録の方もご確認の上、同意願います)

本サービスのご利用

一般財団法人日本消防設備安全センター(以下、「FESC」)が運営するWebサイト「消防交流広域」(以下、「本サイト」)の利用規約を次のとおり定める。

第1条 (利用規約の適用)

1 FESCは、本サイトの利用規約を定め、利用規約に基づき本サイトにおけるサービス(以下、「本サービス」)を提供する。

2 本サービスを利用する者は、利用規約に同意したものとみなされる。

第2条 (利用規約の変更)

1 FESCは、相当の事由があると判断した場合には、利用者の事前の承諾を得ることなく、本サイトの利用規約を変更することができる。この場合、本サービスの内容、本サイトの利用料金をその旨を本サイトに掲載し、本規約による。

2 変更後の利用規約は本サイトに表示した時点より効力を生じるものとする。FESCが別途定めた場合は除く。

☒ 同意する ☐ 同意しない

利用規約に同意される方は、
「同意する」をクリック

3. メールアドレス等のプロフィールを入力し、確認ボタンをクリックします。

ホーム / 新規会員登録 / お客様情報のご入力

新規会員登録

利用規約への同意

お客様情報のご入力

ご入力内容の確認

仮登録完了

本登録完了

お客様情報のご入力 (無料会員登録の方もご入力が必要となります)

必須 メールアドレス メールアドレスを正確に入力してください。
※非公開です。

必須 メールアドレスを確認 再度メールアドレスを正確に入力してください。
必ずパソコンで受信できるメールアドレスを登録してください。携帯電話のメールアドレスでは登録できません。ご了承下さい。

必須 氏名 お名前を入力してください。
例：山田太郎、佐藤花子

※姓と名を区別して入力してください。
※非公開です。

クーポン番号 お手持ちのクーポン番号を正確に入力してください。
※持っている方のみ入力してください。
※非公開です。

☒ 確認する

必須項目を入力後、下方にある「確認する」をクリック

※ パスワードは、大文字小文字も判別します。

※ 必須項目の入力に抜け漏れがあった場合、再入力を求めます。

※ 【登録するメールアドレスについて】

入会時に、URL付きのメールを配信しますので、迷惑メールをブロックする受信設定をしている方は、システム(kikaku119@fesc.or.jp)からの配信メールを受信できるように設定して下さい。



「無料会員」の登録方法

4. 入力内容を確認して登録を確定させて下さい。

ホーム / 新規会員登録 / ご入力内容の確認

新規会員登録

利用規約への同意

お客様情報のご入力

ご入力内容の確認

仮登録完了

本登録完了

ご入力内容の確認

ご入力内容をご確認ください。間違いがなければ【登録する】をクリックしてください。
修正などがある場合は【前ページに戻る】から戻って修正してください。

メールアドレス	xxxxxx@fesc.ne.jp
氏名	酒粕又池広嶋
表示名（ハンドル）	テスト用
生年月日	1925/01/01
パスワード	*****
クーポン番号	

[前ページに戻る](#) [登録する](#)

確認画面で、入力内容に間違いがないか
最終チェックをして下さい。
間違いがなければ「登録する」をクリック

※ メールアドレスの間違いや受信拒否設定がかかっているとこれから先の登録作業ができません。

※ パスワードの登録内容は、システム管理側では確認できません。
忘れた場合は、登録された生年月日を確認した上で新たなパスワードに変更できるようにしております。



5. 登録したメールアドレスに向け、システムから確認メールが配信されますので、届いたメールのURLをクリックし、本登録を行ってください。



メール内の**URLをクリック**すると無料会員への登録が完了します。

※ 配信されたメールに24時間以内にアクセスしないと登録は無効となります。



以上で、無料会員の登録終了です。

※ 本登録完了のメールが配信されますのでご確認願います。

「有料会員」の登録方法

全てのサービスのご利用を希望される方は、有料会員登録が必要です。

※ ネット上でクレジットカード決済ができます。(年会費：3,240円/人)

1. 無料会員登録を完了させ、TOPページ(最上段)よりログインしてください。

消防交流広場



ログイン

新規個人会員申し込み 新規団体申し込み ご利用ガイド お問い合わせ

交流掲示板 事例研究 消防関連Q&A 設備士試験対策 法令・通知・報告書 広場からのお知らせ 月刊フェス・様式ダウンロード

ホーム / ログイン

個人ログイン
(すでに登録済みの方)

ユーザーID(登録メールアドレス)

登録メールアドレス

パスワード

パスワードは6桁以上の英数字

☐ パスワードを記憶する

ログイン

● パスワードを忘れた方はこちら
● メールアドレス・パスワード等の変更

登録したID(メールアドレス)とパスワードを入力し、「ログイン」をクリック

お忘れられているお問い合わせの内容を掲載しています。お問い合わせの前にご利用ガイドページ、Q&Aページをぜひご利用ください。

ご利用ガイド

Q&A

※ ユーザーIDは、会員登録時に入力したメールアドレスです。

※ パスワードは大文字小文字も認識します。

※ パスワードを忘れた方は、「ログイン」の下にある「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください。



2. マイページ内の「お支払い手続き」にアクセスして下さい。

マイページ

表示名: 業務委託承ります

会員登録日: 2015年04月07日
会員種別: 無料会員

ダッシュボード

プロフィール
パスワード変更
お支払い手続き

ダッシュボード

プロフィール

登録情報の確認・変更、プロフィール画像変更、クーポン番号の登録など。

パスワード変更

情報セキュリティのため、定期的(3ヶ月目安)に変更がオススメです。

お支払い手続き

有料会員のお支払い手続きはこちらからどうぞ。

お支払い履歴

お支払の履歴

投稿履歴

これまでにログインして投稿された履歴・返信一覧

「有料会員」の登録方法

3. クレジットカード番号等を入力してください。

ホーム / マイページ / お支払い情報



マイページ

表示名: 業務委託承ります

会員登録日: 2015年04月07日
会員種別: 無料会員

ダッシュボード

プロフィール

パスワード変更

お支払い手続き

お支払い履歴

投稿履歴

会員お問い合わせ

退会

サイトQ&A

ログアウト

お支払い手続き

お支払いができない場合は、お問合せください。

お支払可能なクレジットカードの種類は以下の通りです。



※ ご利用可能なクレジットカードは、VISA/Master Card/JCB/American Express /Diners Club の5種類です。

クレジットカードで支払う

商品名 消防交流広場 個人 年会費 有効期限

年会費 3,000円(税抜)

クレジットカード番号

お支払いに使うクレジットカード番号を入力してください。

クレジットカード名義

クレジットカード名義を入力してください。

有効期限

西暦

お支払回数

1回 * お支払回数は1回のみです。



カード番号・名義・有効期限を入力し、
「確認」をクリック

確認

「有料会員」の登録方法

4. 入力内容を確認してカード決済を確定させて下さい。

[ログアウト](#)

お支払回数1回 * お支払回数は1回のみです。

[前ページに戻る](#)

[今すぐ支払う](#)

カード番号・名義・有効期限を確認し、登録してよろしければ「**今すぐ支払う**」をクリック

以上で、有料会員の登録終了です。

※ 有料会員登録が完了しますとメールが配信されますのでご確認願います。

有料会員に関するよくある質問

Q. 自動的に更新されてしまうのですか？

A. いいえ。更新手続きを行わない限り更新されません。

※ 更新されない場合、無料会員に変更となります。

Q. 更新手続きはどうするの？

A. 期限がきる1月前にお知らせメールを配信しますので、メール内のURLからアクセスし、クレジットカード決済を行ってください。

Q. 有効期間はいつまで？

A. 決済日から1年後の月末までとなります。

例) 2015年3月3日に決済 ⇒ 2016年3月31日まで有効

「団体会員」について

会社などでまとめて入会したい方は、団体会員をお勧めします。

「団体会員」の特徴

- ⇒ 100名以下の登録を一括で申し込みます。
- ⇒ 決済方法が、銀行振込かコンビニ払込を選べます。
- ⇒ 郵送で払込票が届くので、請求書や領収書が利用できます。
- ⇒ 登録や更新手続き、メンバー登録・変更は、団体の契約者がまとめてできます。

登録方法は、サイト内の「団体契約・団体会員について」をご覧ください。

※ 「①TOPページ」⇒「②新規団体登録について」より閲覧できます。

 消防交流広場

ログイン 新規個人会員お申し込み **新規団体お申し込み** ご利用ガイド お問い合わせ

交流掲示板

事例研究

消防関連Q&A

設備士試験対策

法令・通知・報告書

広場からのお知らせ

月刊フェスク・様式ダウンロード

ホーム / 新規団体登録 / Step1. 利用規約への同意

新規団体登録

Step1. 利用規約への同意

Step2. 団体情報のご入力

Step3. ご入力内容の確認

Step4. 団体仮登録完了

Step5. 本登録完了

新規団体登録について

団体会員をとりまとめる団体契約者のご登録をお願いします。このページより登録を行ってください。

企業・団体・法人など一括して会員登録をご検討なさっている方は、団体会員登録をお勧めします。
団体会員として一括でお申込み頂くと**団体割引**が適用され、会員一人当たりの年会費が割引されます。割引については会員規約第7条（利用料金）をご覧ください。

団体契約・団体会員についての工程は別紙「団体契約・団体会員について」にて詳しく説明させていただいております。

ダウンロード： **別紙 団体契約・団体会員について**

皆様のご入会を心よりお待ちしております。